

年金制度見直しに係る最近の国会での 主な議論について

【参考資料】

○福島議員

最後に、限られた時間でありませけれども、所得再分配の大切な柱であります年金制度についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

平成十六年改革におきまして、人口構造の変化、また経済成長の変化に自動的に対応する制度、仕組みが導入されました。大変大きな改革であった、これは間違いがないと思ひております。しかしながら、残された課題があるということも事実でございます。

今、三点ほどが議論の中心になっていっていると思ひます。一つは、制度発足当時の議論に戻るような話でありますけれども、税方式か社会保険方式か、こういう議論があります。二つ目は、制度の一元化という問題であります。そして三つ目は、最低保障機能をどうするか。最低保障年金、民主党の皆さんはこうおっしゃっておられますけれども、そうした年金の最低保障機能をどうするか、こういう三つの課題があるんだろうと思ひます。

一番目の、税方式か社会保険方式か、これは昭和三十六年の議論に戻るわけでありませけれども、一つ指摘しておきたいのは、税方式ではなく社会保険方式をとったからこそ年金の給付は短期間の間に非常に充実させることができた、これは歴史的な事実だと私は思ひております。

一元化につきましては、被用者年金の一元化、これを進める法案を既に出させていただいております。国民年金をどうするか、こういう大きな課題があることは間違いがありません。この点については、積極的な与野党の協議が必要である、そのように思ひております。

そして、三点目の最低保障年金の問題、これは、どのような制度にするかということによって財源の規模も違ひます。そしてまた、民主党の御提案のような考え方ですと大変大きな財源が要る。さらには、今まで保険料を納めてきた人と納めてこなかった人の公平性をどう確保するのか、こういう問題があることも事実であります。

しかしながら、その根底にある、年金が最低保障機能を果たしているんですか、こういう指摘については、政府としても真摯にこたえる必要があると思ひております。特に、生活保護よりも年金の水準が低いじゃないか、そして、さまざまな高齢者の負担の見直しを行ってきた中で、年金をもっとしっかりしてほしい、こういう要望があることは間違いがありません。

私は、低所得の方々については、国民年金の給付に加算を設けて最低保障機能を充実させるべきではないか、このように考えております。保険原理を基礎としつつ、公費で最低保障機能を充実させていく。現在の基礎年金における公費負担割合、これは平成二十一年に五割に引き上げる、こういう話になっておりますけれども、低所得者のところについては、さらにこれを五割から六割、また七割五分、こういったところに引き上げて、給付を加算していく、こういう考え方について検討すべきではないか、このように思ひております。

この点について、厚生労働大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○舛添厚生労働大臣

先般の自由民主党、公明党の連立政権合意におきましても、無年金、低年金防止をしようということが盛り込まれております。そういう観点から、大変貴重な御提案であると思ひますが、問題は、ではその財源をどうするか。もちろん、生活保護よりも年金の方が低いじゃないか、これは非常に深刻に考えないといけないと思ひます。

ざっと試算しましても、国の分が五千億ないし九千億の財源が必要かなと考えておりますので、これはぜひ与党・政府、しっかりと協議をした上で検討してまいりたいと思ひております。

○鳩山議員

総理は、社会保障国民会議を開催することを提唱しています。一見もっともらしく見えますが、その根底にあるのは、国民の最も関心のある問題を与野党の争点から外そう、国民をごまかそうという判断じゃありませんか。

政府はまず、これまでの年金改革の誤りを認め、抜本的な制度改革案を示した上で、国会の場で堂々と議論すればいいんです。結局、この政府に年金問題は解決できないのではありませんか。

○福田内閣総理大臣

年金制度改革についてのお尋ねがありました。

年金制度については、すべての国民の生活にかかわる問題でありまして、党派を超えて議論する必要があると考え、野党の皆様に対し、これまで、繰り返し、互いに提案を出して議論を深めるように呼びかけてきたところでございます。

今般、この年金制度を将来にわたり確実に信頼できる制度とするために、幅広く国民各層から成る社会保障国民会議を開催し、年金制度を含め社会保障のあるべき姿や負担の仕方などについて議論を行っていくことといたしております。

いずれにせよ、私といたしましては、各党各会派が、党利党略といったことでなく、この年金制度のあり方に関し真摯に話し合うことを望んでおります。野党の皆様が国民会議に参加していただけないというのであれば、国会の場で議論を活発にやっていただけないかと考えております。

○伊吹議員

民主党の主張への疑問の第二は、年金の将来についてであります。

民主党は、基礎年金は全額税で賄うが、消費税は上げないと主張されています。現行消費税5%の税収すべてを基礎年金に充てて賄うとも言われています。

しかし、六十五歳以上すべての人に六万六千円の基礎年金を支給した場合の所要額二十二兆円と、消費税5%のうち地方消費税1%分と地方交付税として地方に配分されている額を除いた七兆五千億円の差額十五兆円は、どこからその財源が出てくるのでしょうか。所得制限をするから対象者は減るとの主張は、所得の把握は正確にできるとの説明や、既に保険料を納めている所得制限対象者の扱いをどうするかということをはっきりと示さないと、国民の理解は得にくいのではないのでしょうか。また、無駄をなくせば財源は出るといふ抽象的、情緒的説明では、財源にはならないのではないのでしょうか。

真剣に年金の将来を考えるのであれば、財源の明確でない公約を振りまくのではなく、民主党の皆さんも、総理の呼びかける社会保障国民会議に参加され、御一緒に国民のために議論しようではありませんか。私は、基礎年金を全額税方式にすることには個人的には賛成ではありませんが、基礎年金が安定し、信頼される制度となるには、公的資金の投入拡大は不可欠であります。その財源は、すべての国民が消費に応じて負担する消費税によることが最もふさわしいと考えております。

年金の将来像について、総理のお考えを伺います。

○福田内閣総理大臣

年金の将来像についてのお尋ねがございました。

年金制度は国民の老後生活を支える柱であり、少子高齢化が進む中であっても、持続可能で、皆が安心できるものとしていくことが重要であります。

年金制度も含めて社会保障制度を持続的で国民が信頼できる制度とするためには、安定した財源を確保しなければなりません。このため、社会保障や少子化対策に要する費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む抜本的な税制改革について早期に実現を図る必要があります。その際、欧州各国においては、経済動向に左右されにくい消費税が国の主要な財源とされていることも十分参考になると考えております。

いずれにしても、年金制度を確実に信頼できる制度にするためには、社会保障国民会議において、年金制度を含め社会保障のあるべき姿や負担の仕方などについて議論を行ってまいります。

○古川議員

政府・与党が過去視点で行ってきた偽りの改革の象徴が年金改革であります。

私たち民主党は、未来視点で現行の年金制度を考えた場合、この制度はもはや時代にそぐわず、将来にわたって持続していくことは不可能との認識に立っています。

これからの社会に必要な公的年金は、高齢期になったときに、だれもが一定額以上の年金は確実に受け取ることができる年金制度です。だからこそ、私たちは、所得に応じて保険料を負担し、負担に応じて給付を受ける所得比例年金と税金で賄われる最低保障年金とで、すべての高齢者に最低保障額以上の年金給付を約束する、全国民がひとしく加入する新しい制度を現行制度にかえて創設することを提案してきました。

ところが、政府・与党は、いまだに現行制度を維持することに固執しています。そのために、今後も十年以上にわたって年金保険料を引き上げ、給付も抑制しようとしています。しかし、このような形で現行制度を無理に維持しても、現行制度のもとでは、今後、低年金者の数がふえ続け、国民にとって公的年金を維持する意味はますます薄れていってしまいます。それでもなお、総理は現行制度の維持にこだわるのでしょうか。総理のお考えを伺います。

○福田内閣総理大臣

年金制度のあり方についてのお尋ねがございました。

年金制度は、国民の老後生活を支える柱であり、少子高齢化など社会経済の変化の中にあっても、持続可能で皆が安心できるものとしていくことが重要でございます。

このため、平成十六年には、将来にわたって給付と負担のバランスをとり、制度を持続可能とするための改革を行ったところでありますが、まずは、この改革などを踏まえて、未納、未加入の方が生じないようにきめ細かな対応を行うとともに、基礎年金の国庫負担割合について、所要の安定した財源を確保した上で、平成二十一年度までに二分の一に引き上げていくことが必要と考えております。

さらに、中長期的な視点に立って、年金制度を確実に信頼できる制度とするために、社会保障国民会議において、年金制度を含め社会保障のあるべき姿や負担の仕方などについて議論を行ってまいります。

いずれにせよ、この年金制度はすべての国民の生活にかかわる問題でありまして、各党各会派、党利党略といったことでなく、話し合いが行われることを強く望んでおります。

○太田議員

公明党は、無年金、低年金の対策の充実を強く主張してまいりました。保険料の追納期間の延長や受給資格期間二十五年の短縮、さらには低所得者に対する基礎年金加算制度の創設など、老後の生活基盤を充実させるための制度改善を行うべきと考えます。総理のお考えを伺います。

○福田内閣総理大臣

年金制度は、国民の老後生活を支える柱であり、無年金や低年金の方が生じないようにするため、御指摘も踏まえて、まずは納付方法の多様化など、きめ細やかな対応を進めてまいります。

保険料の追納期間の延長や受給資格期間の短縮、低所得者に対する加算制度の創設など制度的な対応について御指摘をいただきましたが、実際に保険料の納付率の向上につながるか、どのように所要の安定財源を確保するのかなど、さまざまな論点もあり、よく議論していく必要があると考えております。

いずれにしても、中長期的な視点に立って、年金制度を確実に信頼できる制度とするために、社会保障国民会議において、年金制度を含め社会保障のあるべき姿や負担の仕方などについて議論を行ってまいります。

○輿石議員

私たちは、年金を一元化し、最低保障部分の財源を保険料ではなく国庫負担で賄う仕組みを以前から提案しており、財界を始め次第に理解が広まっておりますが、政府はこの提案をかたくなに拒み続けております。まず、その理由をお答えください。

政府は、その代わりに、基礎年金の財源に投入される国庫負担の比率を三分の一から二分の一に引き上げることでお茶を濁そうとしております。しかも、安倍前総理は、そのための消費税引上げの議論が参議院選挙に悪影響を与えることを懸念し、去年の秋以降に先送りしていましたが、さきの参議院選挙の敗北と近く予想される総選挙によって、議論はまたもや先送りされてしまったのであります。

このままだと、ろくに審議を行わないまま、再び強引なやり方での消費税の引上げが懸念をされますが、今後の消費税の議論の進め方について明快に説明していただきたいと思っております。

○福田内閣総理大臣

次に、年金制度改革についてのお尋ねがございました。

民主党の御提案による全額を税による最低保障年金に関しては、納付した保険料に応じて給付が行われる現在の制度の在り方を見直すことについて国民がどう受け止めるか、消費税収のすべてを年金に充てた場合、医療や介護などの他の社会保障の財源との関係はどう考えるか、また、制度の切替え時点において、これまで保険料を納付してきた者と保険料を納付しなかった者との公平をどう図るのかといったようなことにつき検討すべき課題が多いと考えております。政府としても、幅広く国民各層から成る社会保障国民会議を開催し、年金制度を含む社会保障のあるべき姿、負担の仕方などについて議論を行っていくことといたしておりますが、私といたしましては、各党各会派が党利党略といったことではなく、この年金制度の在り方に関し真摯に話し合うことを望んでおります。

○尾辻議員

総理、一つの提案をさせてください。

今や社会保障関係費は一般歳出の半分近くを占めます。厚生労働大臣は一人でその責任を負っています。私も厚生労働大臣をさせていただきます。正直に言いますと、余りに忙し過ぎます。一人で担当するのは無理があります。消費者担当大臣も置かれるようですから、年金のみを担当する大臣をつくられてはいかがでしょうか。党派を超えて人材を登用されるなら、国民の不安解消にも役立つと考えます。

○福田内閣総理大臣

年金のみを担当する大臣をつくってはどうかとお尋ねがございました。

厚生労働行政は国民生活に幅広い分野を預かっておりまして、厚生労働大臣の責任は確かに重大であり、御提案の趣旨はよく理解できるところであります。厚生労働大臣経験者としての貴重な御提案と受け止めさせていただきたいと思っております。

しかしながら、年金、医療、介護、福祉などの社会保障制度は国民生活の基盤を支えるものであり、その費用も公的負担である税や保険料によって賄われることから、各制度が縦割りに陥ることなく、総合的、一体的に運営されることが重要と考えております。このため、現在の状況においては、年金制度のみを他の社会保障制度と切り離すことなく、一人の担当大臣の下で一体的な政策判断をしていただくことが基本とならざるを得ないと考えております。

なお、年金記録問題を始めとする国政の重要課題については、関係閣僚会議を開催するなど、政府を挙げて取り組んでいるところであり、引き続き国民が安心して生活できる社会の実現に取り組んでまいります。

○工藤議員

福田総理、私たち民主党は、年金問題の抜本改革のため、すべての国民が同じ年金制度に加入し、納めた年金保険料に見合った年金を受給する公的年金一元化を提案しております。そして、基礎年金の保険料については、消費税を財源に充てることにしております。政府の被用者年金一元化法案は、事実上、共済年金の優遇措置を温存するにすぎません。直ちに撤回すべきであります。年金改革についての総理の御見解を伺います。

○福田内閣総理大臣

年金制度改革についてお尋ねがございました。

民主党が御提案されている自営業者を含めた公的年金一元化に関しては、公平な保険料徴収のための正確な所得捕捉をどうするのか、自営業者には事業主負担分を含め二倍の負担を求めることができるのかなど、検討すべき課題も多いと考えております。

しかしながら、現在のように制度が分かれている状態を改め、一元化を進めていくということについては同じ方向と考えております。政府としては、まずは被用者全体の公平性を確保することが重要という観点から被用者年金の一元化法案を提出をしたものでございまして、本法案については是非御審議をいただきたいと考えております。

また、政府としては、社会保障国民会議を開催し、年金制度を含め社会保障のあるべき姿や負担の仕方などについて議論を行っていくこととしておりますが、各党各会派が年金制度の在り方に関し真摯に話し合うことを望んでおります。

○丹羽委員

最近、経済界などの一部から、基礎年金を全額税で賄う、いわゆる税方式を求める声が出ております。また、昨年、経済財政諮問会議でもこの点につきまして議論がなされまして、また、今般総理が立ち上げました社会保障国民会議でも議論がなされているところでございます。

保険料未納問題が解消せず、保険料を払っていても本当に大丈夫なのかどうか、国民の皆さん方が御心配を抱いていらっしゃるのもまた事実でございます。

また、税方式にすればその問題は解消する、こういう指摘もございます。しかし、この問題は、財源構成が変わるという問題と考えるとよいのかどうか。私は、そう単純には言い切れない問題ではないか。

まず、自由社会であります我が国におきましては、社会保障のみならず、すべての分野において、まず自立があり、そして次に、お互いに助け合う、総理もおっしゃってありました共生もそうですけれども、いわゆる連帯と共助があり、最後に国が公助で面倒を見るといふ仕組みを、長い間、この国のよき慣行にしてまいっております。

六十五歳になってから税で国がすべて面倒を見るというのは、この考え方そのものと逆転するのではないか。これについて、厚生労働大臣の考え方をお聞きます。

○舛添厚生労働大臣

今、丹羽委員おっしゃったように、まず自助をやる、そして社会全体で助け合う、これはもう年金だけじゃなくて、健康保険にしても介護保険にしても、同じ思想が貫いているんだと思います。そして最後に公助ということが来ますので、そういう意味では、社会保険方式でやる。そして、すべてを税でということになると、この理想と少し違うかな、そういう気が私はいたします。

○丹羽委員

まず、いきなり公的な部分が前面に出てくるということが、私が申し上げたいことは、これまでの社会保障のあり方、そのほか、すべてのあらゆる分野においてそういういわゆるシステムとは異なるんだということ、大変重要な哲学でございますので、あえて申し上げたような次第でございます。

我が国におきましては、世界に冠たる皆保険、皆年金によりまして、すべての国民が、その能力に応じて保険料を拠出し、何らかの給付、サービスを受給できるというセーフティーネットというものを構築してまいったわけでございます。

税方式というのは、負担のいかんにかかわらず給付を行うという仕組みでございます。ですから、これは、いわゆる負担と給付との関係というのが断ち切られるわけですね。負担と給付との関係が断ち切られる。これによりまして、当然のことながら、お金の、所得のある方々は要するに受給を遠慮していただく、こういうふうになっていくと思っております。

私は、税方式にするということは、結局は年金制度を第二の生活保護に変質させてしまうのではないか、こういう危惧を持っているものでございます。全額税でございますので、給付水準が極めて低くなる可能性があるわけでございます。

と申しますのは、これは、常識的に考えて消費税で賄うしかないわけでございますので、消費税について、消費税がどのくらい上がるかどうかによって年金の給付水準というものも決まってしまう。消費税を上げることが容認できれば、高い、要するに現行のような、六万六千円のような年金給付というものもあるいは給付できるかもしれませんが、この問題はそういったような問題を抱えているのではないか。そのときの政治情勢によって年金の給付額というものが動く可能性が多分にあるんじゃないか。そうすると、国民生活そのものに多大な影響を与えてくるんじゃないか。

ですから、その辺のところにつきまして、私は社会保障の根幹にかかわる問題ではないかな、こう思っておるわけでございますが、福田総理の考え方をお聞きしたいと思います。

○福田内閣総理大臣

現行制度の中の社会保険方式でございますが、これまでいろいろな議論がございまして、他方、最近さまざまな提案がなされております。税方式、これにつきまして、その内容、長所、短所、実現可能性といったような観点から、なお十分な議論が必要であると考えております。

また、社会保険方式かあるいは税方式かといったような問題は、御指摘のとおり、単に財源の問題にとどまらず、社会保障の根幹にかかわるという問題であると思っております。そのために、今般設置しました社会保障国民会議において、中長期的な視点に立って、年金制度を含め、社会保障のあるべき姿や、その中での政府の役割、負担の仕方などについて議論を行ってまいりたいと考えておるわけでございます。

○丹羽委員

総理、恐縮でございますが、私は、要するに、消費税が上がるか上がらないかによって当然のことながら年金の給付水準というものが変わってくるんじゃないか、連動してくるんじゃないか、その辺の考え方というのはどういうふうにお考えになるのかということについて、恐縮でございますが、もう一度、ちょっとその辺、お考えがございましたらば。それとも、全く関係ないんだということになるのか、その辺のところについてお考えをお聞きしたいと思います。

○福田内閣総理大臣

これは、年金制度の基本的な財源調達の問題でありまして、保険がいいのか税がいいのかといったような議論になりますけれども、消費税で極端にすべてを賄うといったようなことにはならないと思っております。

やはり、基本的な保障部分は税でやってもいいけれども、しかし、それを超える部分については保険制度でやるというのが、今そういうふうになっておりますけれども、将来においてもそれが妥当性が高いというように私は思っております。

いずれにしても、そういう考え方について国民会議でもって大いに議論してもらおう、こう考えているところなのでございまして、今、私は、どこまでというふうにお思っておるわけではございません。

<次ページに続く>

○丹羽委員

これから議論をしていただくというところで、総理という大変重い立場でございますので、私からこれ以上お聞きすることは差し控えたいと思いますが、私が申し上げたいことは、いわゆる消費税をどれだけ上げるかによって年金水準も変わってしまうんだ、こういう可能性が多分に将来出てくるんだ、もし仮に税方式にした場合。そのときに、要するに年金水準というものが非常に不安定なものになるんじゃないかということを税方式の問題で私は危惧しているんだということを申し上げたいんだ。

ということを申し上げたいんだ、こういうことございまして、これは大変重要な問題でございます。

それから、社会保障のいわゆる給付というのは、九十兆円を上回る規模になっておるわけでございますが、実は、御案内のように、その三分の二は保険料によって賄われているんですね。三分の二は保険料。そのうちのまた半分が事業主、こういうことになっておるわけでございます。これは、医療にしても、年金にしても、介護にしても、同じことでございます。

これをずっと調べてみますと、我が国の社会保障というのは、これは、いいか悪いか、その判断は別として、我が国の企業が、良質な労働力を確保したい、従業員の皆さん方が安心して働いていただきたい、こういうことで、病気のときやいわゆる老後の生活を支えて、企業の従業員のきずなを深めて、質の高い労働力を確保していく、こういうところからスタートしてきた長い間の経緯があるわけがございます。これが実は我が国の社会保障の出発点です。

これは話は違いますが、児童手当なんかも全くそうなんです。国が先に始めたわけでもない、地方が始めたわけでもない、いわゆる企業が始めた、それを後追いつたというのが事実なんです。

だからこれは、いいか悪いかは別として、どちらかという、我が国の企業が、いわゆる労働力、良質な環境の中で働いてもらうという中でスタートした、医療にしても年金にしても介護にしても同じだ、こういうことをあえて申し上げたいわけでございます。

そういうような歴史的な経緯といいますか事実を無視して、未納、未加入があるからといって、直ちにすべて消費税で賄うということは、私は、現在、企業が負担している保険料が事実上、今度は、企業の、いわゆる事業主が半分負担をしている部分が家計に回るわけですから、要するに家計につけかわるということになるわけございまして、これはかえって困難になるのではないかと。

こういう考え方につきまして、西川副大臣の考え方をお聞きしたいと思います。

○西川厚生労働副大臣

お答えさせていただきます。

今、日本の社会保障制度、保険料方式でやっております。その中で、確かに民間の会社というのが、日本の、特に経済成長の時期からずっと、社会の中での厚生、社員の厚生という、大変力を入れてきて、いわば社員の人生、生活を会社がかなりの部分を請け負ってきたという面があったと思います。

そういう中で考えますと、この税方式というのはいきなり公がどんと出てくるわけございまして、今先生がおっしゃったように、大変会社と社員のきずなというのでしょうか、そういうものを深める一つの役割も果たしていたと思うんですね。

今、会社に対しての、会社は株主のものだという考え方に動き出す中で、かなりそういう意識というのは変わってきてつつあります。私個人としては、やはり会社の半分は社員のものだという思いがありますけれども、そういう中での今回の税方式か保険料方式かという議論は、大変社会の変化と大きく連動しているような気がいたします。

<次ページに続く>

そういう中で考えますと、この税方式というのはいきなり公がどんと出てくるわけございまして、今先生がおっしゃったように、大変会社と社員のきずなというのでしょうか、そういうものを深める一つの役割も果たしていたと思うんですね。

今、会社に対しての、会社は株主のものだという考え方に動き出す中で、かなりそういう意識というのは変わってきてつあります。私人としては、やはり会社の半分は社員のものだという思いがありますけれども、そういう中での今回の税方式か保険料方式かという議論は、大変社会の変化と大きく連動しているような気がいたします。

そういう中で、やはり三分の二の半分会社が負担していたという現実があるわけございまして、そういう中で、仮に基礎年金部分を税方式にしたということだけでも、実は、十八年度で三・八兆円、これが大きく会社の負担から家計の負担に変わるわけございまして、一つの考え方そのものが変わってくるのだと思います。

今、現に社会保障給付費が十七年度で八十七・九兆円ありますけれども、そのうち、保険料収入が六五%、五十四・七兆円です。そのうちの企業の負担、拠出が二十六・三兆円となっております。

以上でございます。

○丹羽委員

先ほどから私が申し上げておりますように、税方式を採用すべきだという主張の最大の理由は、どちらかという、いろいろ同僚議員にも聞きましても、いわゆる未納、未加入問題というものが解消しないからだ、こういうことなようでございます。この未納、未加入問題、大変重要な問題ございまして、これは何とかしなければならぬ問題であるということは十分承知しておるわけでございますが。

問題は、私は先ほどから申し上げておりますように、いわゆる給付のあり方から、だれが負担をするかという負担の主体まで、制度の根本を変えてしまう税方式をとるのは、私は、十分に慎重に議論をしていかなければならないことですし、余りにもこの問題が最近、ムード的とは言いませんけれども、短絡的にちょっと議論されているのではないか、こういうような私なりの感想を持っておるわけでございます。

これにつきまして、先ほど厚生労働大臣のお考えをお聞きしましたけれども、改めてもう一回お聞きしたいと思っております。

○舛添厚生労働大臣

まず、自立自助、それから共助、公助、この哲学に必ずしも適合しない。それから、先ほど委員がおっしゃった生活保護との絡みをどう考えるのかということがございます。それから財源の問題があります。仮に税方式にした場合に移行措置をどうするのかということ、それまで年金の掛金を払ってきた方、その方とそうでない方との公平の問題。それから、それでは未納、未加入だった方をどうするのか。六十五年間ほっておくのか。そうすると六十五年以降にかかる、極論で言えば、そういうさまざまな問題をきちんと議論すべきだというふうに考えております。

○丹羽委員

仮に、全額税方式に移行するといいたしましても、これまで保険料を払った人と保険料を払っていなかった人、これをどう扱うかという大変大きな問題がここで残されるわけでございます。

<次ページに続く>

税方式論者の中には、税を財源とする現行水準、つまり六万六千円の年金に上乘せして、これまでの保険料を払った期間に応じた年金を出すとか、あるいは、これまで保険料を払わなかった期間に応じて、税を財源とする現行水準六万六千円から少しずつ一定額を減額するとか、いろいろな案が乱れ飛んでおるわけでございますけれども、いとも簡単におっしゃいますけれども、果たして、私はそんなに簡単な問題ではないんだろう。

私が申し上げたいのは、どちらの方式をとるにいたしましても、現行制度の加入というものが、期間が四十年間でございます。平均的な年金の受給期間が二十年程度。ですから、こう考えてみましても、完全に移行するためには半世紀以上にわたっていわゆる移行の期間が必要となってくる、大変これは重要な問題ではないか、こう思っておるような次第であります。

その間は、既に保険料を払った年金の受給者が、さらに年金給付のための消費税を負担させられる、いわゆる二重負担なんです。保険料を払ってきた人がもう一回消費税を払う、こういう問題。それから、現役時代に保険料を払わずに無年金になった高齢者が、亡くなるまで年金をもらえないのに、年金給付のための消費税は払い続ける、こういう問題が起きてくるわけでございます。

こういったことに対する不満をずっと抱えながら、この移行期間というものを過ぎなければならぬ、これは当然のことではありますが、私は、政治に携わる者として、現実問題として、こうした状態が混乱もなく半世紀以上も続けられるかどうか、このことを大変危惧しているんです。

私はこれまで、今後半世紀以上も年金の論議だけに終始してしまっていれば、これもまた深刻になってくるだろう。今、舛添大臣からお話がありましたような医療であるとかあるいは介護であるとか、こういう社会保障という問題もすっ飛んでしまうんじゃないか、こういう危惧すらしておるわけでございますが、厚生大臣の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○舛添厚生労働大臣

委員御指摘の、今、仮に制度移行時に、二十の方は八十五まで生きるとすると六十五年間、これだけ移行に時間を費やすのかという問題があります。だから、やはり新しい制度に移行するときに、これは暫定措置とか激変緩和措置では済みません、六十五年ということとは。

それからもう一つ、仮に、私が六十五歳になる、年金受給資格が出る、こつこつ毎月きちんと払ってきた、しかしきょうから制度が変わって、私は、平均寿命でいうと、六十五だと二十年間生きますから、二十年間、自分がもらう年金のために過去一月の未納もなく払ってきたのに、また払えというのか、消費税をと。これは高齢者の間でいさかいが起きますよ。そうすると、丹羽さん、あなた払っていないね、だから消費税出しなさい、消費税一五にしました、五分は要らない、必要です、一〇%分はあなた払いなさい、そういうことができるか。大変な問題だ、事実上不可能だと思えます。

○丹羽委員

国民生活に影響のある、まさに負担の問題でありますから、私がここで申し上げたいのは、白地に絵をかくようにはならないんだ、このことをあえて国民の皆さん方によく御理解をいただきたい。その点を、お互いに議論を深めながら乗り越えていかなければならないんだということを、私はここで強調しておきたいと思っております。

<次ページに続く>

未納、未加入問題、大変大きな問題であることは言うまでもありません。年金全体の加入者七千万人のうち、実に三百万人の問題でもあるわけですが、厚生年金に加入しているサラリーマンについては、所得の多寡、多い少ないにかかわらず、比例した保険料が給料から天引きされているんですね。要するに、高い人がその分だけ高く引かれている、保険料が取られている。自営業者や厚生年金の適用を受けていないパートの方々の方が本来加入すべき国民年金、これに生ずる問題でも実はあるわけですが。

国民年金の保険料は定額で、現在一万四千百円でございます。四十年間保険料を納め続けて受け取ることができる年金額が、定額で、現在水準で六万六千円でございます。これは、まあいわば長期保険の宿命とも言えるかもしれませんが、実際問題として、低所得者であるとかあるいはパートの方々にとっては年金としてちょっと魅力に欠けるのではないかと、このような御指摘もあるわけですが、これにつきまして、西川厚生労働副大臣に、どういうメリットがあるのか、この点を明らかにしていただきたいと思っております。

○西川厚生労働副大臣

お答えさせていただきます。

魅力と言われると大変厳しいお話かなとも思いますが、今回、二十一年度までに税負担が二分の一になるという、一応法律で明記されております。

そういう中で、今、保険料方式は、考え方として、賦課方式と、少し積立方式ということも入っていると思うんですね。そういう中では、あらゆる民間の年金よりも、半分利子がついてくるんですよという考え方でもできると思いますので、そういう意味では大変お得ですよ、そういうことがあると思います。それと、税金が入っているわけですから、当然、絶対安心です、国が最低保障します、そういうことになるかと思っております。

それと、今、未納、未加入の問題、これに対しましてさまざまな工夫を凝らしております、一つは、払いやすくするというので、振替口座の利用とか、コンビニエンスストアで払い込める、あるいは、若年者猶予ということで、不正免除の問題がありましたけれども、正当な学生の間とか、そういう間には、きちんと説明責任を果たして猶予制度を導入する。そういうことで、平成十四年度のときに六二・八%でありました納付率が、今は六六・三%までふえております。目標値としては、十八年度目標七四・五%で、まだやや開いておりますが、精いっぱい努力していきたいところでございます。

○丹羽委員

それでは厚生労働大臣にお聞きしますが、本来、国民年金の対象である農家や自営業者に比べまして、厚生年金の適用が望ましいと考えられますパートなど非正規雇用の方々に未納者が多いのではないかと考えられますが、実態がどうなっているのかということについて、まず第一点。

そうだとすれば、私は、一日も早くこの被用者年金一元化法案を成立させるとともに、これは要するに、年金一元化法案に、パート労働者、現在三十時間というのを今度二十時間に引き下げることが含まれておるわけですが、あえて申し上げるわけですが、法案を成立させて、これを突破口として、さらにパート労働者など非正規雇用の方々の厚生年金の適用を拡大させることによって国民年金の未納、未加入を減らしていくことができる、現実的にそういう観点に立って考えているので、御見解をお伺いしたいと思っております。

<次ページに続く>

私は、本来、賃金が支払われるべきときには、厚生年金といいますか、社会保障そのものが不可分でなければならない、こういう考え方に立つものでございます。そうはいつても、中には就業時間が極めて短く、厚生年金が適用されない人もいるだろうと思います。そのような方の中には免除対象者も私は少なくないと思いますけれども、せめて、所得税や住民税に取られているのと同様に、企業が、ここが大切なことなんです、企業が国民年金の保険料を代行して給料から天引きをして徴収機関に納付するというのも検討してしかるべきではないか。厚生年金も、実はサラリーマンの方はみんなそうなんです、あらかじめ天引きされるということがこれだけの高い収納率につながっておるわけでございますので、それでみんな加入しているということがありますので、その程度の親切さというものを企業に求めても、この未納、未加入問題の解決のために大変重要なことではないか、こう考えます。これにつきまして厚生労働大臣のお考えをお聞きます。

○舛添厚生労働大臣

まず、データでございますけれども、いわゆる一号期間滞納者について言いますと、自営業者が二三・〇%、家族従業者が一・三%、今御指摘の臨時、パート、これが二九・五%と、極めて高い数字になっております。

今、委員おっしゃったように、やはり稼いだ給料というか得たものから自動的に社会保障の給付費は出すんだ、そのための、天引きであれ何であれ、仕組みについて企業が協力するというのは、企業の社会的責任から考えても、私は十分検討していることだろうというふうに思います。

それから、去年の通常国会で提出した被用者保険の一元化法案ですけれども、これがうまくいけば今の問題も片づくわけですし、今委員おっしゃったように、パートについても適用するという方を方針として拡大しただけで比率は上がってきておりますので、ぜひこの被用者年金一元化ということについて、一日も早く法律の制定をお願いしたいと思います。

○丹羽委員

企業の協力も得まして、国民年金も代行していただく、こういうことを進めていきますと、あとは国民年金は、まさにみずから事業を営む、本来の意味でのいわゆる自営業者しか残らなくなってくるわけでございます。非正規雇用の方々に対しても、保険料の未納がなくなってくるわけでございますし、雇用労働者にふさわしい年金を給付することができるようになる、こういうことでございます。

私がここで申し上げたいことは、何も未納者が多いからすぐに税方式にするんだという考え方ではなくて、税方式にしなくても問題は解決できるんだと。これまでどちらかという、先ほど西川副大臣からありましたが、PRだとかコンビニとかいろいろありますけれども、こういったようないわゆる国民年金の納め方そのものも検討していく、そういうことによって未納、未加入問題というものが大きく解決に近づくのではないかと、私はこう考えておりますが、改めて厚生労働大臣のお考えをお聞きます。

○舛添厚生労働大臣

今委員おっしゃったように、未納、未加入問題の解決策は税方式しかないということではないと思います。きめの細かい対策をやる、そのためにもぜひ被用者年金の一元化をやっていたいただきたいということとともに、さまざまなきめの細かい対応が必要だろう、そういうふうに思っております。

<次ページに続く>

○丹羽委員

恐縮でございますが、総理はどうお考えでいらっしゃいますか。

要するに、国民年金のパートの方々に対して企業があらかじめ徴収して納めるという考え方についてどう思いますか。

○福田内閣総理大臣

私も、今厚生労働大臣が答弁されたと同じ考えでございます。税方式に頼らなくてもきちんと徴収する仕組みというものはできるといふふうに思います。

○福島委員

最後に私の意見のまとめですが、税方式への転換、先ほど丹羽先生からもいろいろとありましたけれども、いろいろな問題があることは事実であります。巨額の財源をどうするのか、移行期の問題をどうするのか、移行期の組み方によっては、こうした無年金、低年金の問題というのは十分解消しないということにもなります。そしてまた、みずから納めた保険料について、その貢献をどう評価してくれるんだ、もう少し上乘せの年金が欲しい、こういう意見も当然私は生まれてくると思います。

何よりも、制度を大きく変えるということは、大変な事業であります。むしろ私は、高齢者の所得保障という、年金が何をしなければならぬのか、こういうところに着目して、今の年金制度の足らざる部分を真正面から見据えて、どう制度改革するんだ、こういう議論をする方がより現実的ではないかというふうに思っております。

現実的には二つあると思います。一つは、被用者年金を拡大する。ただこれは、今まで拡大していなかったもので、これからそれがきいてくるには相当時間がかかりますけれども、被用者年金の拡大。現在、政府が法案を出されておりますけれども、その成立をぜひとも図るべきであるというふうに思っております。

一方で、これは新しい制度として、低年金や無年金者の方々への所得保障を充実させる方法を考えるべきだ。補足年金という制度、私どもは加算年金ということ、本年はいろいろと、いろいろな場で主張してきましたけれども、そういう制度について考えるべきではないか。そしてまた、これから発生する人を少しでも減らすためには、受給資格期間を短くすべきではないか、そしてまた追納の拡大をすべきではないか、こういった対応をすべきではないかと思っております。

税方式か社会保険方式かということでもさまざまな議論がありますけれども、やはり、原点に戻って、高齢者の方々の所得を安定させて、安心して生活していただく、これに対してどういう答えを出すのか、こういうことで、私は、社会保障国民会議でもしっかりと御議論していただきたい、そのように思っております。

社会保障国民会議では年金の問題も当然大きなテーマになるわけですが、総理のこれからの取り組みについての御決意をお聞きしたいと思います。

○福田内閣総理大臣

年金制度については、御指摘のとおり、若い世代の雇用の問題等とあわせまして、生涯を通じた所得の確保という観点からの検討が必要と考えておまして、社会保障国民会議に設置した三つの分科会の一つのテーマとして、所得確保・保障を設定いたしております。

御指摘の低年金とか無年金の問題を含め、高齢者の所得保障の問題は、年金制度のみならず、社会保障全体にかかわる問題でありますので、幅広い視点から検討されるべきテーマと認識しております。

いずれにしても、年金制度は、国民の老後生活を支える柱であります。これを確実に信頼できるものとするのが、高齢者にとっても、また若い世代にとっても重要であります。社会保障国民会議における議論を通じて、少子高齢化時代の国民の立場に立った議論を行っていきたいと思っております。

また、この会議では、さまざまな分野の方からいろいろな意見をお聞きしたい、もちろん政治家からも話を聞きたい、また政党からも意見を出していただきたい、そのように思っているところでございます。

○林委員

その中の今、分科会でも議論が始まったということでございますけれども、厚労大臣には参議院の同僚として大変いつも御指導いただいているわけですが、大変なうんちくもお持ちでありますけれども、まさに年金制度、社会保険方式と税方式というのが今いろんな議論になって、分科会でも議論になっていると、こういうふうにお伺いをしております。

自助と共助と公助と、このまさに違いがそこで出てくるわけでございますけれども、一方で急速に高齢化が進んでいくということと、もう一つは昔のようにインフレ気味ではないと、こういうような状況を考えた場合に、なかなか両方、デメリット、メリット、それから、我々、白地で作るわけではございませんので、もし変えるとしたら変えていくことのコスト、いろんなことを考えなければならないと思いますが、厚労大臣、年金制度について、保険方式、税方式、それぞれどういうデメリット、メリットがあって、どういう議論を進めていかなければならないとお考えか、お伺いしたいと思います。

○舛添厚生労働大臣

今委員が御指摘のように、社会保障制度、とりわけ年金についても自助があり共助があり公助があると。ですから、やっぱり自らの拠出金でやるんだという自助の精神というのは、これは保険料方式、これは非常に結構だ。そしてまた、共助、みんなで分かち合うんだと、それは健康保険も年金も同じだと思います。その側面がないといけません。そして、最後は、最後のラストリゾートというか最後のセーフティーネットとして公が入ってくる。

実は今、年金制度の仕組みで共助のところは、これは国民みんなが分かち合うということで財源の話にのみ焦点が行きがちですけど、実を言うと、地域コミュニティーが崩壊していることも含めて、n域コミュニティーをしたがって再生するというのも実は共助の一つであって、これは直接年金にかかわるわけじゃないですけど、介護とか医療とか教育とかいう面についてはやはりもう少し共助の側面を取り戻すということが、財源を急速に、要するにコストの面、財源面でのコストの面を急速に増やさずに社会保障を確立される一つの道であろうかというように思っています。

そして、今御質問の点に少しは答えいたしましたけれども、やはり介護保険入れるときもそうでしたけど、全部税方式でやる時に何か恩恵的に上から与えられた、しかし保険方式というのは自分は拠出しているんですよと、権利という側面が出てきて、権利と給付の関係がはっきりしてくると、これはあると思います。

一方で、税方式というのは、これは未納とか未加入問題について、税ですからこういう問題も起こらない。それから、第三号被保険者の問題についても、これも一定の解決が見られる。それから、税ですから、非常に行政システムをスリム化することはできるんじゃないかと。まあいろんなメリットもありますけど、ただ問題は、私が先ほど申し上げましたように、自立自助という精神はやはり残していかないといけないだろうと。そのときに、税方式でそれが本当になくならないであろうかと。

<次ページに続く>

それから、例えば二十兆円というお金が必要だとすると、仮に二十五兆だとすると、消費税に直すと一〇%ですから、この負担をどういうふうにやっていくのか。じゃ年金だけ税にして、私先ほど申し上げました介護保険、医療保険、半分税、半分自らの保険料と、これとの兼ね合いをどうするのか。年金をそうするなら健康保険、介護保険もそうするという議論があっただろうと。そうしますと、やはり消費税だけベースでいうと、これはEU諸国は最低一五%ないとEUに入れませんが、消費税については。日本もそれ並みにしないと追い付かないという、スウェーデンなどの北欧に至っては二五%です。そこまでの負担をやって、この保険方式を放棄して税方式に変えることができるのだろうか。

それから、生活保護との関係をどうするか。今でもよく言われるのは、いや生活保護の方がいい、もう年金の掛金なんて払うぐらいなら生活保護の方がいいと、こういうことになったとき、税方式でいったときこの二つの関連をどうするか。

それから、特に今受給している方々、これは、今までこつこつ払ってきた、はい今日から消費税でやりますよと。私は今まで払ってきた、その上に今、年金もらっているのに、何、その上にまた追加の消費税取られるのかよと、こういうことに対してきちんと議論ができるかどうかというような様々な問題もありますけれども、私は、民主党の出した案が一〇〇%全く間違いでというようなことではなくて、あれはあれで非常にすばらしい要素を含んでいると私は思っております。そして、私たちの案についてもきちんと、メリット、デメリットがある、そういうことをきちんと議論して、そしてその中間的な案についてもいろんな方々が、まさにこの前の社会保障会議においても例えば官房長官をお務めになった塩川先生なんかもお出しになっている、こういう案をすべて俎上に上げて、そして謙虚に国民の目線で検討するということが必要だと思いますので、そのための社会保障国民会議だと思いますから、まさに党派を超えて、国民にとってどういう年金制度が一番いいのか、こういうことを審議をする、まさに参議院というのはそういうために存在していると思っております。

○浮島委員

まず初めに、高齢期における所得保障の在り方についてお伺いをさせていただきます。

現在、高齢者世帯の収入の六九・六%が年金、恩給でございます。年金が高齢期の所得保障の中核であることは間違いございません。この年金がどれだけ給付をされているのか、詳細は省かせていただきますが、二百万円未満が約五割、特に一割の世帯では年金額が年間五十万円未満という状況でございます。また、生活保護世帯の約四割が高齢者世帯ということでございます。このような高齢者の所得状況を考えますと、高齢者の生活実態を踏まえて、社会保障の負担の在り方や年金の給付水準の設定の仕方など、高齢期における所得保障の在り方について総合的に考える必要があるのではないかと私は考えております。

総理は一月に、先ほどもちょっとお話がございました社会保障に関する国民会議を設けられ、総合的な検討を開始されたというところでございますけれども、この高齢期の所得保障の在り方について、そしてその中で年金が果たす役割について総理の御見解をお伺いさせていただきますと思います。

○福田内閣総理大臣

御指摘のとおり、年金は高齢化社会においてとても大事な制度だというように思います。約七割が、高齢者世帯の収入の約七割ですね、公的年金が占めているというようなことから考えましても、これはもう老後生活を支える本当に大黒柱というようなそういう立場の役割を果たしていると思います。したがって、公的年金制度を今後とも確実に信頼できるものにするということが必要でございますが、高齢期の安心した生活を支える医療、福祉などのサービスを適切に保障していくということも必要であります。

さらに、高齢者の雇用の機会を拡大するということも、これも必要でございますけれども、長い目で見れば、若い世代の雇用をしっかりと確保していくということも、これも大事なことです。それが高齢期の生活の安心につながるということにもなるわけでありまして。したがって、高齢者の所得保障の在り方については雇用政策を含めた議論が必要であります。

社会保障国民会議におきましては、生涯を通じた所得の確保という観点から検討するために三つの分科会つくりまして、その一つのテーマとして所得確保・保障というそういうテーマを設定しまして議論をいただいております。そういうような議論の場を通じまして、国民に分かりやすく信頼が得られるような議論を進めてまいりたいと考えております。

民主党案と民主党案に関連する最近の国会での 主な議論について

【参考資料】

- | | |
|------------------------------|---|
| ○民主党案について..... | 1 |
| ○民主党案に関連する最近の国会での議論について..... | 2 |

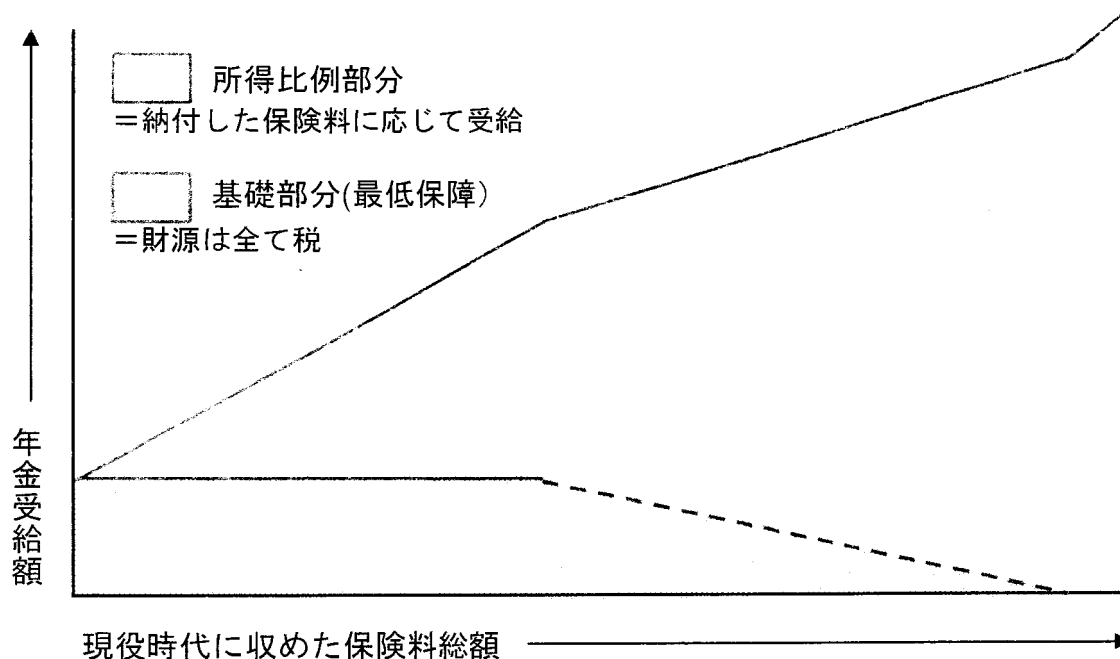
民主党案について

民主党案は、参院選向けマニフェスト(平成19年7月9日公表)によると、

- ① 全ての年金を例外なく一元化
- ② 基礎(最低保障)部分の財源はすべて税とし、高額所得者に対する給付の一部ないし全部を制限
- ③ 所得比例部分の負担と給付は、現行水準を維持
- ④ 消費税は全額年金財源(基礎部分)に充当(消費税率は現行のまま抑える。)

という内容。

民主党案の年金将来像(イメージ)



(注1) 年収1200万円強の方は最低保障年金は全額カット。年収600万円から1200万円の方はゆるやかにカット。(平成19年7月11日 日本記者クラブ主催「7党党首討論会」小沢民主党代表の発言)

(注2) 最低保障年金の支給額は、1月につき原則として7万円を下回らない範囲内。(平成16年11月19日提出 「高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案」)

(注3) 一方で、「最低保障年金は現在19兆円。全部払えばそういうことになる。」旨の発言。(平成19年7月11日 日本記者クラブ主催「7党党首討論会」小沢民主党代表の発言)

民主党案に関連する最近の国会での主な議論について

【参議院本会議(平成19年10月4日)輿石東議員に対する福田内閣総理大臣答弁(抄)】

○輿石議員

私たち民主党では、政府が進めている厚生年金と共済年金の統合にとどまらず、国民年金の統合も行い、すべての年金の一元化を実現すべきであると考えております。そのために、最低保障年金部分には現行の5%の消費税収入をすべて充てることとし、所得に比例し、それに乗せして支給される部分は自分たちが納めた年金保険料を充て、現在の給付水準を維持すべきであると考えております。

先月20日、日本経団連の御手洗会長が基礎年金は税金でやった方がよいと述べ、事実上、私たちの提案を支持する発言をしました。

総理も、場合によっては私たちの提案を検討してもよいというようなあいまいな発言をしていますが、私たちの提案に賛成するのか反対するのか、明確にお答えいただきたい。

○福田内閣総理大臣

民主党の御提案について詳細は承知しておりませんが、全額を税による最低保障年金に関しては、納付した保険料に応じて給付が行われる現在の制度の在り方を見直すことについて国民がどう受け止めるか、所要額はどの程度か、消費税のすべてを年金に充てた場合、国、地方財政赤字が拡大することはないか、生活保護との関係をどう考えるか。自営業者を含めた所得比例年金に関しては、公平な保険料の負担を求めるとの観点から、所得把握や事業所負担の在り方についてどう考えるかといった課題があると考えております。

【参議院予算委員会(平成19年10月15日)林芳正委員に対する舛添厚生労働大臣答弁(抄)】

○林委員

(前略)対象者全員に6.6万円の満額の基礎年金を支給すれば大体まあ22兆円ぐらい掛かるわけですが、消費税、今5%であれば13兆円しかないわけですが、9兆円不足するわけですから、仮に消費税で13兆円で全部やると、こういうふうにした場合に、給付をカットするとすればどういうことが考えられますでしょうか、厚労大臣にお伺いいたします。

○舛添厚生労働大臣

今先生おっしゃったように、満額、月額6万6千円、これを65歳以上の方に一律給付すると22兆円。で、基礎年金の給付額は平成19年度で大体19兆円ですね。それで、消費税1%で2.5兆円ですから、約13兆円が今の水準です。これを全部、全部その年金給付に当たった場合も、計算からいくとやっぱり4割、約4割の給付をカットすることになりますから、そうしないためには当然財源として、例えば消費税充てるなら数%の増税ということが必要になるかと思えます。

今度、逆にどれぐらいの所得水準の方々に対してカットをしないといけないかということですが、大体、年収5百万円以上の方が給与所得者の3割程度なので、この方たちにかかり切り込む。さらに、もっと言うと、年収4百万円以上の方々にもかなり給付を切り込まないと、税源が今の13兆円ということならば、給付の方はそういう形になるという計算でございます。

【参議院厚生労働委員会(平成19年11月1日)西島英利委員に対する辻泰弘議員の答弁(抄)】

○西島委員

(前略)ですから、何回も申し上げますけれども、この財源をどうするのか。先日の朝日新聞の社説でも、財源が一番大事なんだと、これを、財源をきちんと明示しなければこの法案成り立たないみたいなことを朝日の社説が書いている。ですから、私は先ほどから何回も何回もこの話をしているわけでございます。

それから、先ほども坂本委員からも御質問がありましたけれども、このマニフェストの中には、つまり今までの拠出金、これはそのままやるということは書いてない、全部、全額消費税で充てると書いてある。(後略)

○辻議員

(前略)まず、本質的な部分は何もしていないのはなぜかという御指摘だったわけでございますけれども、まず、民主党は既に、平成16年4月、12月、2回にわたりまして年金制度の抜本的改革を推進する法律案を提出しております。その中で、公的年金制度の一元化、最低保障年金の創設、歳入庁や納税者番号制度の創設など、民主党の年金制度改革の基本方針を明示してきたところでございます。その考え方に即して選挙時のマニフェストを作成し、国民の皆様方にもお訴えをさせていただいてきたところでございます。

(中略)

もとより、民主党としての年金制度の抜本改革を一層具体的な形で今後速やかに提示したいと考えておりまして、党内で検討しているところでございます。

もう一点、拠出金のことをおっしゃったわけでございますけれども、先ほども申し上げました法案の中でも、民主党の、年金制度改革の実施前の公的年金制度は存続するものとするということを明記しているところでございます。その考え方に即して、選挙時のマニフェストにおきましては、最低保障年金という新制度への切替えに当たっては十分な経過期間を取り、また既に年金を受け取っている人への給付水準や、既に保険料を支払った期間に対応する部分の給付水準は維持しますと主張してきたところでございます。

御質問の御趣旨は、さきの参議院選挙の際の民主党のマニフェストにおける基礎(最低保障)部分の財源はすべて税とすると、その部分についての御質問ではないかと思うわけでございますけれども、それは抜本的な改革の断行の原則として掲げておる、そのことは明記しているところでございまして、完成時の姿を示すものでございます。

民主党の最低保障年金制度創設の改革案はあくまでも十分な経過期間を取ることを前提にしたものでございまして、現行の基礎年金給付を支えている各制度からの拠出金をすぐに廃止するという事を申し上げているものではございません。

【衆議院予算委員会(平成20年2月26日)丹羽雄哉委員に対する舛添厚生労働大臣答弁(抄)】

○丹羽委員

民主党も、さきの参議院選挙で、現行の消費税率5%を一切引き上げずに、65歳以上のお年寄りに対しては現行の基礎年金の水準の6万6千円を給付するという、私にとっては何か手品のような考え方を明らかになさったわけでございます。

(中略)

それから、1千2百万円以上の収入のあった方は、最低保障年金と称する年金をすべて辞退してもらう、こういう考え方を主張していらっしゃるのではありません。

しかも、私もこれはいろいろ報道等から見たところでありまして、確かな点はよくわかりませんが、一部には、いわゆる報酬比例部分というものに加算していない方に対する最低保障年金は給付しない、こういうことをおっしゃっている。そうすると、未納、未加入という問題が解消できるのかどうか、ここが私はよくわからない。

未納、未加入というものを解消するために、いわゆる報酬比例、最低保障年金と言っているけれども、実際問題、比例報酬部分というものに加算しない者は最低保障年金も出さないんだということをはっきりとおっしゃっている幹部の方がいらっしゃる。そうなりますと、この問題はどうかかな、こういう、私はこれまたキツネにつままれたような感じを持つわけでございまして、これも機会を持って堂々と国民の皆さん方の前に明らかにしていただきたいと思っておるような次第でございまして。

(前略)これは、私も、民主党さん、小沢代表さんにお聞きしたいところでございますけれども、これにつきましてお聞きするわけにいかないわけでございますので、厚生労働大臣はどういうお考えを持っていらっしゃるのか、御感想をお聞きします。

○舛添厚生労働大臣

私の立場で民主党の案にどうこう言う、コメントする立場ではございませんけれども、今委員がおっしゃったように、現役の時代に稼いでいたからといって老後そのまま豊かであるかというのは、それはわかりません。特に、85まで生きるわけですから、リタイアして20年、25年の先はわかりません。そういうときに、セーフティーネットとしての年金ということ的位置づけるならば、全く年金が出ないというような形であるのは好ましくないな、そういうような感じがいたします。

【衆議院予算委員会(平成20年2月26日)松本剛明委員に対する福田総理大臣・舛添厚生労働大臣答弁(抄)】

○松本委員 (前略)この機会に、(中略)民主党の案について改めて少しお話をさせていただきたいと思っております。

(前略)これまで民主党のマニフェストその他でも、この表では下の絵で私も御説明をさせていただいてまいりました。しかし、まさに私から申し上げれば大変不毛な議論で、全額税にすると幾らかかって、それでいくと消費税は幾らかかるんだということ、私自身も、去年は政調会長をしていましたが、参議院の選挙のときから何度もその話をさせていただいて、何度も説明をさせていただきましたが、半年以上たってまだ同じことが繰り返されているというのは非常にあれだと。説明の仕方をひとつ改めさせていただくとか、こういう説明の仕方もあるということで、上の図を出させていただきました。(中略)

実は、参議院の選挙の間も、代表以下民主党の側からは、所得比例の年金に加えて、これまでの保険料を払うものが少なくて、当然、所得比例は現役時代に払った保険料総額が少なければ少なくなりますので、そうすると、極端に言えばゼロの人から、極めて少ない金額しか受け取れない人が出てくる。しかし、それでは所得保障という形にならないので、最低保障というものを上乘せさせていただきたい、これは税でさせていただく、こういうことを申し上げてまいりました。(中略)

ぜひ、政府・与党におかれても、今の年金制度をこう変えるべきだという民主党の対案を出していただきたいと思います、総理の御見解を伺いたと思います。

○福田内閣総理大臣 全額というのじゃないんですね。今のあの図でよろしいんですね。(松本委員「はい。上も下も同じですから」と呼ぶ)その方式ですね。一つの考え方としてとり得るものだというふうに思います。

○松本委員 実は、これは上の段には使用者負担も書かせていただきました。引き続き、やはり日本の仕組みの中で使用者の方々にも負担をお願いしていく必要があるのではないかと、こういうことで出させていただきました。もう一枚おめくりをいただくと、(中略)この使用者負担の部分が、下のいわゆる全額税方式にすれば軽減をされるということ、これは先ほど厚生労働大臣もおっしゃっていた部分だろうというふうに思います。ですから、これを見ていただいても、民主党の案とこの全額税方式というのは大分違う話であるということはずい御理解をいただきたいと思っております。(中略)総理からも、一つの考え方としてはあり得るというお話でございました。全額税方式というのも検討の俎上にのせるという話でありましたけれども、ぜひこの機会に年金の話を国会でしっかりと議論をさせていただきたいと思っております。何か御所見ありますか。もういいですか。

○舛添厚生労働大臣 今委員がお示しくださったこの上のグラフで随分わかりやすくなったと思います。ただ、上のその黄色い部分の最低保障年金の財源は消費税、これが、だからどれぐらいの規模になるのかということと、それから、移行措置、移行に伴うときの混乱というのは回避できるのか、こういう点についての議論をやはりいろいろやっていく必要もあるかなというふうな思いで聞いておりましたけれども、下の図よりもはるかにお考えはよくわかるということをお知らせしておきたいと思っております。そして、そういう議論を今後とも国会の場で続けていきたいというふうに思います。

○松本委員 (前略)移行については、やはり、いわば保険料は、変わった時点から新しい制度で払っていただきたいと思います。しかし、受け取る年金については、当然そこまでの既存の権利があるわけですから、私は今48歳ですので、言うなれば、28年分と今後65歳までの17年分の組み合わせの年金を65歳以降受け取る。ですから、最終的な移行には、今20の人が、いわば保険料を払い終わる65まで45年ぐらい、スタートを何年にするかですけれども、かかるというふうに我々も思っています。(後略)

【参議院予算委員会(平成20年3月17日)辻泰弘委員に対する厚生労働大臣答弁(抄)】

(辻泰弘委員) (前略)実は昨年の秋の臨時国会におきまして、この予算委員会において、私ども民主党の年金改革案の財源対策について林議員からの質問がございまして、それに対して舛添大臣が答弁されております。民主党の案だと4割ぐらいカットしないといけないよ、ということなんです、その点の答弁がいろんなところに使われておりますので、その点について改めてどうおっしゃったか、お話しください。

(舛添厚生労働大臣) これは、(中略)林委員がお示しいただいた数字がございまして、(中略)あくまで林委員が出された数字をそのまま機械的に計算すればこうなりますということをお答えした次第であります。

(中略)

(辻泰弘委員) 申し上げたいのは(中略)元々の前提としてのことから民主党の言っていることとは違っているということなんです。すなわち、22兆円かかると、そして13兆円が消費税だと、だから9兆円足りないんだと、こうふうにおっしゃるわけですが、私どもが申し上げているのは、あくまでも各制度下の今の基礎年金の、19兆円の基礎年金の給付がございまして、そのうちの7兆円が国庫負担であって、残りの12兆円が各制度からの拠出金になっているわけですよ。その拠出金をすぐなくすということを我々は考えていないわけですよ。そのことを前提とすればこういう計算にはなりっこないわけですよ。大体どこの政党が4割、5割すぐ減るというようなことを主張するはずがあるはずがないじゃないですか。そのことを言っているんですよ、これは。それを受けた形で、大臣としておっしゃって、それをいろんな資料に使っているわけですよ。それは我々からすればやはりおかしいと指摘せざるを得ないし、そこはしっかりと訂正してもらいたいと、そういう意味なんですよ。

(舛添厚生労働大臣) (前略)辻委員、今おっしゃった、基礎年金拠出金を維持することで、いきなり税金でやるんじゃないんだということをたしか今おっしゃったと思います、今私が聞いた感じだと。私は、いつも、この前、衆議院で松本委員が私に説明したときも、いろんな説明の仕方を聞いていると、従来よりも松本委員の説明もはるかに分かりやすくなっている。(中略)自民党の中でもいろんな考え方がございまして、そして、恐らく民主党の中でもそういうことだと思いますから、あくまでこれは私は林委員の数字をそのまま使ったらどうかって林委員が質問なさったんで、そのまま数字を機械的に計算したらこうですということを申し上げたんで、そういうほかの意図があってやったことでは全くございませんということをはっきり申し上げておくとともに、(後略)

(辻泰弘委員) (前略)テレビを通じて民主党の案というのは、4割カットするんだと、あるいは4百万以上の人にはかなり給付を切り込むというふうなこともテレビで言って、新聞にも出たわけですよ。でも、私どもはそのようなこと全く考えていませんからね。だから、そのことをはっきり認めてくださいよ。(中略)そこは直してくださいよ。

<次頁に続く>

<前頁からの続き>

(舛添厚生労働大臣) (前略)今、辻委員が、そういうようなこの意図が民主党の案の中になかったということであれば、それはそれとしてきちんとお受けしたいと思います。(中略)

(辻泰弘委員) 私が申し上げたいのは、社保審の年金部会においてもですよ、民主党の図表を載せて、何遍も言っていますけど、上に我が党の輿石さんに対する福田総理の答弁、要は「民主党案について」と書いてあるんですよ、その下に今のコメントがあるんですよ。だから、民主党案がこういう欠陥を持っているよ、4割、5割カットすることになるよということにつながっている資料を公的なところで配っているではないかという、そのことですよ。(中略)

(舛添厚生労働大臣) (前略)しかし、今、これ見せていただいたように、これが民主党案だということに、その資料がその次に福田総理と私の答弁、(中略)私の答弁を違う、間違った言葉で引用したということにはなりません、しかし、こういう形での編集をやるということについては、きちんとこれは精査して考えて検討して、こういう形のやはり編集をして誤解を与えたということであれば、率直に反省しないといけないというふうに思います。

(辻泰弘委員) (前略)少なくとも民主党案が4割カットするんだということ伝わっているし、それを受けた形で政府・与党協議会においても年金部会においても配られているということですから、そういった、少なくとも今からでもこの資料はこういう出し方はやめてもらいたいと思うんですけれども、どうですか。

(舛添厚生労働大臣) 誤解を与えるような資料の出し方は今後きちんと反省をして正すべきだというふうに思います。

(辻泰弘委員) これは、だけれども、やっぱりこの会議が開かれたときにはそのことを訂正してくださいよ、それだったら。(中略)

(舛添厚生労働大臣) 政府・与党の協議会と年金部会ということですので、今度その会議開かれる前に、政府・与党全体でお諮りしてお答えしたいと思います。

(辻泰弘委員) お諮りしてお答えしたいってどういう意味ですか。

(舛添厚生労働大臣) 委員のご質問は、次のその会議に訂正をしてくれということですから、これはきちんとどういう形で訂正するかを、その準備をしないといけませんので、政府・与党全体で、政府・与党の協議会なので、そこで結論を出したいということでございます。

平成16年改正後の残された課題に対する 各方面からの主な提案（例）

- 国民年金保険料の徴収時効（2年）の見直し
- 老齢基礎年金の受給資格期間（25年）の見直し
- 低所得者に対する加算等
- 国民年金保険料免除制度の見直し等
- 非正規雇用者に対する厚生年金適用の拡大等
- 成人年齢の見直しと国民年金制度の適用年齢
- 高齢者雇用と統合的な仕組み（在職老齢年金等）

国民年金保険料における徴収時効について

- 現行の国民年金制度では、保険料を徴収する権利について、国民年金法第102条第4項により2年で時効消滅することとされている。(短期消滅時効)

◎国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)一抄一 (時効)

第百二条 1～3…(略)…

4 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

5～6…(略)…

◎会計法(昭和二十二年法律第三十五号)一抄一

第三十一条

金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2…(略)…

- この結果として、国民年金の被保険者は、2年を超えた場合に短期消滅時効により、国民年金保険料を納付しようとしても行うことができない。
- こうした取扱いについては、他の社会保険制度の保険料と同様、短期間で債権債務関係を確定し、法的関係の早期安定を図る必要があることによるものである。(他の社会保険制度の保険料については、別添を参照。)

他の制度における時効の取扱い

下記の社会保険制度における保険料の徴収時効は、2年となっている。

- ・ 厚生年金保険の保険料
- ・ 健康保険の保険料
- ・ 国民健康保険の保険料
- ・ 介護保険の保険料
- ・ 労働保険の保険料

(参照条文)

○ 厚生年金保険法 (時効)

第九十二条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、保険給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によって、消滅する。
2・3 (略)

○ 健康保険法 (時効)

第九十三条 保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。
2 (略)

○ 国民健康保険法 (時効)

第一百条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。
2 (略)

○ 介護保険法 (時効)

第二百条 保険料、納付金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。
2 (略)

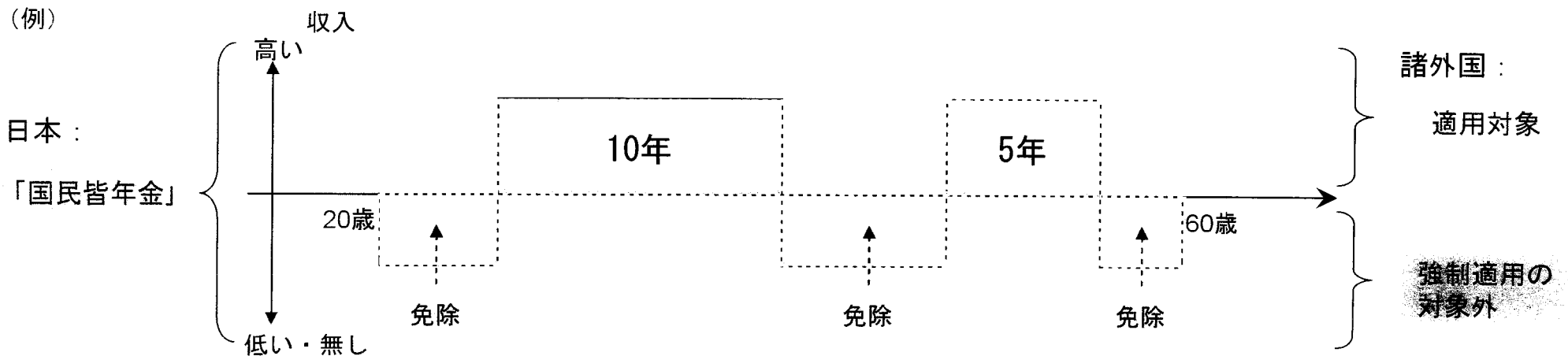
○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (時効)

第四十一条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。
2 (略)

老齡基礎年金の受給資格期間について

諸外国との比較

- 諸外国では、公的年金の受給資格期間が日本の25年に比べて短い状況にあるが、これは、
 - ・ 日本と異なり、収入の無い者も含めた「国民皆年金」が実施されている訳ではなく、一定収入以上ある者を対象とした制度であることから、収入の無い無業者などは公的年金制度の強制適用対象とはされていない国が多く、
 - ・ このため、人生のうちで就業者であるなど一定以上の収入のある時期のみしか加入期間としてカウントされないため、比較的短い期間でも年金権を与えないと、掛け捨てや無年金者という問題が生ずる、といった要因もあるのではないかと考えられる。
- 他方、我が国では、低収入や無収入の者でも制度の対象とする「国民皆年金」を実現するとともに、
 - ・ こうした者については免除制度を設けること等により、25年という受給資格期間であっても、これを満たすことを可能とし、
 - ・ 一定収入を超えた期間（例：被用者年金期間や国民年金の保険料納付済期間）は1月分からでも年金額に反映されるという制度体系をとっている。



諸外国における年金の受給資格期間等について

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
受給資格期間	25年	(*) 40加入四半期 (10年相当)	男性11年 (**) 女性9.75年	5年	なし	なし (注参照)
強制適用 対象者	無業者も含む国民皆年金	被用者 及び年収400ドル (47,200円)以上の 自営業者	週87ポンド(約2万円)以上の所得がある被用者 及び年4,524ポンド (約102.7万円)以上の所得のある自営業者	民間被用者 及び芸術家等一部の自営業者	被用者 及び自営業者	被用者 及び自営業者 (17,047クローネ(約28.1万円)以上の所得)
無業者の 取扱い	強制適用対象	強制適用の対象外	同左	同左	同左	同左

(注) 保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要。

(*) 1,000ドル(2007年)の収入につき1加入四半期が付与される(最高で年間4加入四半期まで)。

(**) 男女ともに、満額受給要件(男性:44年、女性:39年)の4分の1の期間にわたって加入していることが必要。

日本で受給資格期間を25年以上とした理由

- 基礎年金導入時に国民年金の受給資格要件である25年に揃えた。
 - ※ 同時に、1階（国民年金）の受給要件を満たせば、2階（厚生年金等）は1月からでも支給される制度に再編した。
- 国民年金が制度発足時に受給資格期間を25年としたのは、
 - ① 厚生年金等が受給資格期間を20年としているのに対して、40年加入を原則とする国民年金において、受給資格期間を25年としても特別に長いとは判断されなかったこと、
 - ② 低所得者には免除制度が設けられていて、25年と定めても低所得者に特に不利になるとは考えられなかったこと、
 - ③ 当時の所得水準をみたときに、年金という名に値する額の支給を確保するには、25年の拠出期間を必要としていたこと、からである。

保険料を納めた者と免除者とのバランス

- 受給資格期間の短縮を検討する場合には、受給資格期間分の保険料を納めた者と、40年間全て免除を受けた者との年金額のバランスにも配慮する必要があるのではないか。

（平成19年度基礎年金月額）

- ・ 40年納付した場合 66,008円
- ・ 25年納付した場合 41,258円
- ・ 20年納付した場合 33,008円
- ・ 10年納付した場合 16,500円

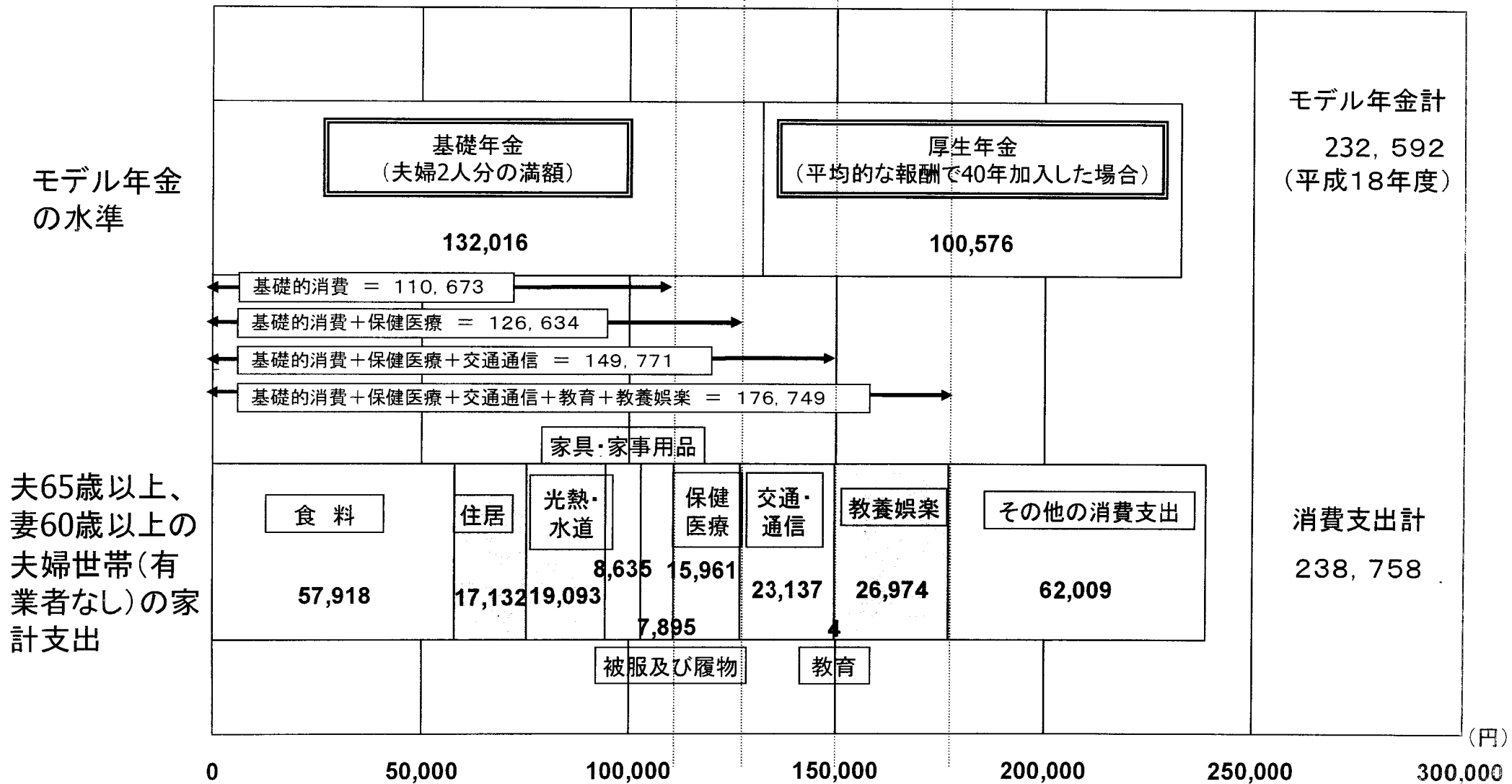
・ 40年間免除の場合 33,008円

（国庫負担1/2として算定した場合）

高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

○ 夫婦の基礎年金の水準を高齢者夫婦世帯(有業者なし)の家計と比較すると、衣食住をはじめとする老後生活の基礎的な部分をカバーする水準。

9



(資料)平成18年家計調査年報(総務省統計局)

基礎年金月額と生活扶助基準額

- 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。
- 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意

◇ 基礎年金月額 66,008円 (夫婦合計：132,016円) (平成20年度月額)

◇ 生活扶助基準額 (平成20年度月額、単位：円)

世帯	構成	生活扶助基準額 (3級地-2 ~ 1級地-1)	<参考> 2級地-1 [県庁所在地等]
単身	65歳	62,640 ~ 80,820	73,540
夫婦	夫65歳、妻65歳の 場合の1人平均	47,250 ~ 60,970	55,480
	夫婦合計額	94,500 ~ 121,940	110,960

(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。

申請免除等の概要

○ 申請免除制度とは、保険料を納付することが経済的に困難な被保険者の年金権確保のために、被保険者からの申請に基づいて、社会保険庁長官が承認したときに、保険料の納付義務を免除する仕組みである。

○ 申請免除の種類

① 申請免除(学生以外)

☆本人、世帯主、配偶者の所得に応じて免除を行う。
 ☆年齢制限なし。
 ☆高齢年金給付の際に国庫負担分の年金が受けられる。

☆A欄の金額以下 → 全額免除
 ☆B欄の金額以下 → 4分の3免除
 ☆C欄の金額以下 → 半額免除
 ☆D欄の金額以下 → 4分の1免除

② 学生納付特例制度

☆本人の所得のみに応じ納付を猶予する。

☆高齢年金給付への反映なし。
 ☆C欄の金額以下の者

③ 若年者納付猶予

☆本人・配偶者の所得に応じ納付を猶予する。
 ☆30歳未満限定。

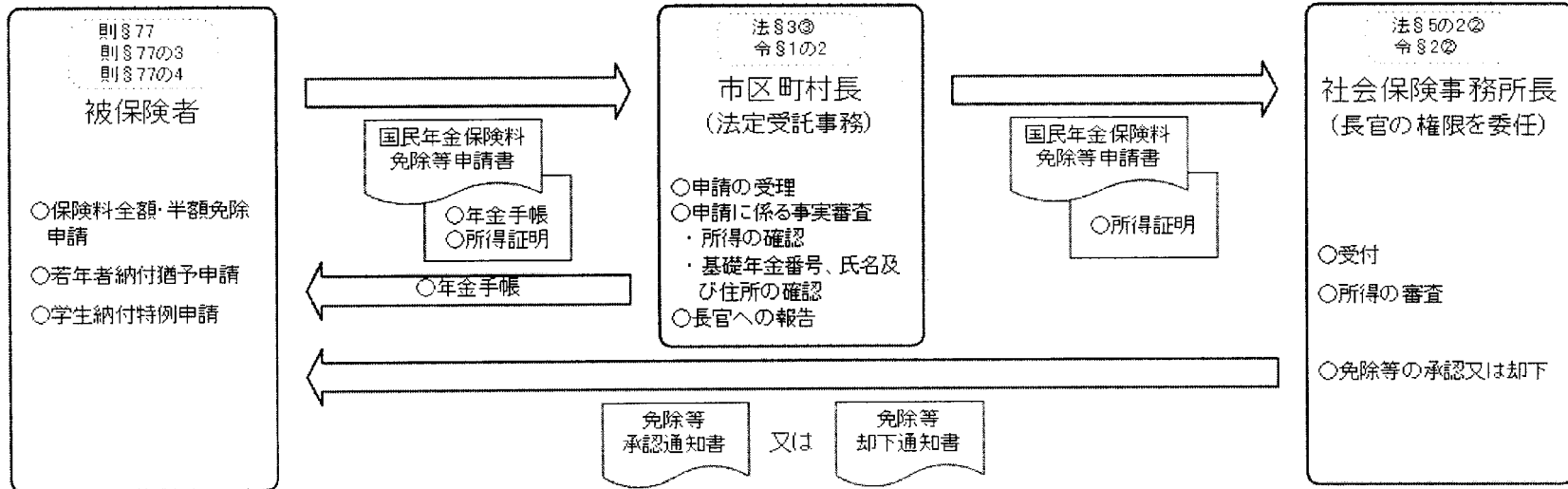
☆A欄の金額以下の者
 ☆平成17年4月から10年間の時限措置
 ☆高齢年金給付への反映なし。

平成18年度の所得基準

世帯構成	全額免除 若年者猶予	3/4免除	半額免除 学生特例	1/4免除
4人世帯(夫婦+子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

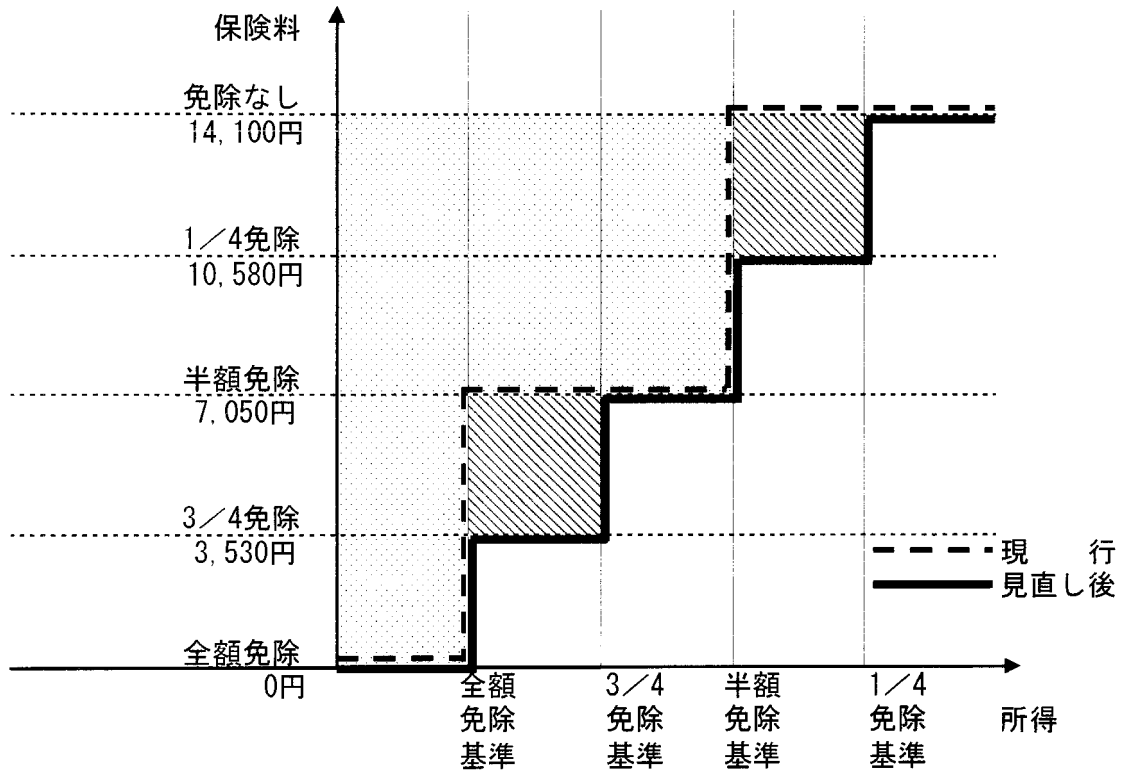
※ B欄からD欄の金額は基準額の目安であり、控除額により変動する。

申請免除等の流れ



国民年金保険料の多段階免除制度(平成18年7月施行)

段階保険料



《国民年金の申請免除制度を巡る論点》

○保険料の段階的引上げ



○今後、免除段階間の負担の格差が拡大
(全額免除 ⇄ 半額免除 ⇄ 免除なし)



《多段階免除制度の導入》

○保険料の段階的引上げに対応し、負担能力に応じたきめ細やかな免除制度の導入
○免除対象者層の負担感の急激な変化を緩和し、免除制度を活用しつづけるだけ納付しやすい仕組みとする

9

年金額

(注) 保険料額は平成19年度の額

保険料	将来の年金額
免除なし	国庫負担分 ← 保険料分 → 満額
1/4免除	7/8
半額免除	3/4
3/4免除	5/8
全額免除	1/2

(注) 国庫負担率 1/2、追納がなかった場合。

パート労働者に対する厚生年金適用の拡大(法案のポイント)

平成19年4月13日、第166回通常国会に提出された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」で措置しており、本法案は継続審議の扱いとされている。

1. 新たな適用基準

※具体的な数値「20時間」「98,000円」「1年」「300人」については法律で明記

①労働時間：「週所定労働時間が20時間以上」であること

かつ

②賃金水準：「賃金が月額98,000円以上」であること

かつ

③勤務期間：「勤務期間が1年以上」であること

かつ

④学生の取扱い：学生は適用対象外とする

かつ

⑤ 中小零細事業所への配慮：「従業員が300人以下」の中小零細事業主には新たな基準の適用を猶予

→ この基準により新たに適用対象となる人数は約10～20万人程度

※ 現在、「4分の3以上」の基準により既に厚生年金の適用対象とされているパート労働者については、引き続き現行の基準による。

※ 雇用保険の例に同じ

※ 現行の厚生年金の保険料負担の基準(標準報酬等級)の下限の額
※ 賞与、通勤手当、残業手当等を含まない毎月の賃金支給額で判断

※ 雇用保険の例に同じ

※ 大学、短大、高校、高専、専修学校、各種学校(1年以上課程)等の学生

※ 現在厚生年金の適用対象とされている従業員の人数で算定

※ 猶予期間は「別に法律で定める日」まで

2. 健康保険・介護保険

○ 被用者に対する社会保険制度として一体的な運営を行っていることから、厚生年金で新たに適用対象となる者については、健康保険・介護保険も適用する。

3. 施行時期

○ 制度の周知や企業の対応、行政実務(日本年金機構)の対応など十分な準備期間を設ける観点から、平成23年9月1日から施行する。(※日本年金機構:平成22年1月発足予定)

国民年金保険料徴収の円滑化のための取組み

< 社会保障審議会年金部会パート労働者の厚生年金に関するワーキンググループ報告書（抜粋） >

6. その他の課題

(3) 国民年金保険料徴収の円滑化のための取組み

- パート労働者に対する厚生年金の適用が拡大されても、労働時間が相対的に短いパート労働者などは、なお一定程度国民年金に残ることになる。
- 国民年金第1号被保険者のうち、「臨時・パート労働者」は特に保険料の納付率が低いとの問題がある。自営業者等と異なり老後の稼得手手段を持たないこうしたパート労働者に厚生年金が適用されなければ、国民年金の給付が確実に保障される必要性はよりいっそう高まると言える。
- これら被用者である第1号被保険者の老後の所得保障については、事業主も一定の責任を負っていると考えられることから、第1号被保険者であるパート労働者が国民年金保険料を確実に納付できるよう、パート労働者に対し国民年金保険料の納付勧奨等に関する手続の周知や関係書類の配布を行うことや、事業所における納付の説明会の開催に協力することなど、所要の協力を事業主に求めるとともに、さらに、給与所得に対する所得税の源泉徴収の仕組みなどを参考にして保険料徴収についてもより強い協力を得られないか検討すべきである。

＜第8回社会保障審議会年金部会

パート労働者の厚生年金に関するワーキンググループ（平成19年2月8日）における発言（抜粋）＞

（A委員）

「（略）1号の被保険者の保険料を事業主の方で源泉徴収するような御協力をしていただけますかという話だと思うんですけども、それについて、どうお考えなのかということ。」

（B協会）

「いわゆる源泉徴収の代行のことですけれども、もしかしたら、これは前に申し上げたのかもしれませんがけれども、この年金拡大の議論をして、国民年金の分野から大量に厚生年金適用拡大に伴って、私どもの業界はなだれ落ちて、その分がこちらに来るといふことの危機感と、現実の数字を示してきたわけですけれども、だとするならば、これにどうするのかといふことの対応についての議論が始まったならば、といふことで部内で議論していますのは、当然のことながら、やはり私どもが本来国民年金で収めている短時間の、しかも短期間の、そういう私どもが主張しています、本来、国民年金で将来の年金プランをつくるという人たちについての徴収にして、空洞や未納の問題があるわけですけれども、それらについては、私どもがその人たちに賃金を払う以上、それを代行徴収していくといふことについては提案していこう、あるいはそれを言っていこうといふことは、もう既に議論しております。（略）」

国民投票法の成立と民法の成年年齢の検討について

- 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号、平成19年5月18日成立。以下「国民投票法」という。）においては、投票権者として年齢18歳以上と規定。

- ・ 国民投票法第3条

日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

- 国民投票法附則第3条において「年齢満18年以上満20年未満の者」に関し、国民投票法との整合性を図るべく「年齢」を定める公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるよう規定された。

- ・ 国民投票法附則第3条

国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治29年法律第89号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

- この規定を踏まえ、法務大臣より法制審議会に対し「若年者の精神的成熟度及び若年者の保護の在り方の観点から、民法の定める成年年齢を引き下げるべきか否か等について御意見を承りたい。」との諮問がなされており、現在、法制審議会民法成年年齢部会において検討が行われている。

民法の成年年齢が20歳と定められた理由等（参考）

- 民法(明治29年法律第28号)において成年年齢が20歳と規定されている。

第4条 年齢20歳をもって、成年とする。

- ・ 元々は、明治9年太政官布告第41号において「自今満20年ヲ以テ丁年ト相定候」と規定されて現在に至っているところ。

(注)太政官布告は、旧大日本帝国憲法下における法律又は勅令事項に該当する。

- 成年年齢が20歳と定められている理由については、必ずしも明らかではないが、旧民法制定当時の日本人の平均寿命や精神的な成熟度などを総合考慮したものであると考えられている。

・基本書における記載

「明治期の制定法が、当時21歳から25歳程度(21歳とするものが比較的多い)を成年年齢と定めていた欧米諸国に比べて、やや若い20歳成年制を採用したことについて、当時の学説には、日本人の平均寿命の短さ、あるいは日本人の精神的成熟の早さなどを理由として挙げるものがある。現実的な理由としては、当時の立法者が、近代的な経済取引秩序を作り上げるための必要条件として欧米の成年制度を受け入れることを基本に、15歳程度を成年とするわが国の旧来の慣行をも考慮に入れて、当時の国際的基準からいえばやや低く、それまでのわが国の慣行からすればかなり高い成年年齢を、律令を理由付けに、採用したと考えることができよう。なお、『全国民事慣例類集』には、20歳ないしそれ以上の成年期を定めた地方があることも記されており、本人保護を主な目的とする無能力者制度の趣旨からも、それまでの日本の慣行の中では高度な20歳を標準としたとする考察もある。」

【谷口知平＝石田喜久夫編『新版注釈民法(1)総則(1)[改訂版](有斐閣, 2002)294頁以下[高梨公之・高梨俊一]】

(【出典】法制審議会民法成年年齢部会第1回会議(平成20年3月11日開催)配付資料3『民法の成年年齢が20歳と定められた理由等』から抜粋)

国民年金の適用年齢について

- 国民年金の適用年齢は、国民年金制度創設の昭和36年以来、20歳～60歳とされている。
- 適用年齢を20歳～60歳としているのは、次のような考え方に基づくものである。

「年金制度は、稼得能力を有する時期に予め保険料を拠出し、稼得能力を喪失した場合の所得保障を行う制度であるが、自営業者等の場合、就職・退職という客観的な労働能力の得喪を把握できないので、一般的な生産活動、労働活動、稼得能力等を考慮し、20～60歳という年齢で線を引いた」

在職老齢年金(年金支給停止)制度の経緯

1. 導入の背景等

○ 厚生年金制度の老齢年金は、昭和29年にほぼ現在の姿になって以来、支給開始年齢要件に加え、「退職」を支給要件としており、在職中は年金を支給しないことが原則であった。

(在職老齢年金導入の経緯)

・ しかしながら、高齢者は低賃金の場合が多く、賃金だけでは生活が困難であったため、昭和40年、65歳以上の在職者にも支給される特別な年金(在職老齢年金)を新たに創設した(年金を8割支給する制度)。また、昭和44年には、在職老齢年金を60歳台前半にも拡大した(支給割合は8割～2割の4段階)。

⇒ 以降、①働いても年金が不利にならないようにすべきである、他方で、②現役世代とのバランスから、一定の賃金を有する高齢者については給付を制限すべきである、との相反する要請の中で見直しが行われてきた。

2. その後の主な改正の経緯 (●:60歳台前半、○:60歳台後半、◎:70歳以上)

(改正)	①就労を阻害しない観点の見直し	②現役世代の負担に配慮する見直し
昭和60年	◎◎ 65歳以上は年金を全額支給。	
平成元年	● 60歳台前半の在職老齢年金の支給割合を8割～2割の7段階に。 ※この支給方法では、賃金が増え ても、賃金と年金の合計額が増え ず、減る場合もあり。	
平成6年	● 60歳台前半について、賃金の増加に 応じ、賃金と年金の合計額がなだらか に増加するよう改正。	
平成12年		○ 60歳台後半にも在職支給停止の仕 組みを導入(ただし、60歳台前半より 緩やかな支給停止の仕組み)。
平成16年	● 60歳台前半について、在職支給停止 の仕組みを緩和。	◎ 70歳以上にも、60歳台後半と同様の 在職支給停止の仕組みを導入(ただし、 保険料負担なし)。

(注1) 報酬比例部分の支給開始年齢引上げ(男子は2025年(平成37年)、女子は2030年(平成42年)までに65歳まで引上げ)に伴い、60歳台前半の在職老齢年金制度はなくなる。

(注2) 被用者年金一元化に際し、60歳台前半の公務員OBに対する在職年金(共済年金)の支給停止方法を、現在の厚生年金のルールに合わせ強化する(被用者年金一元化法案を第166回国会に提出)。

60歳台以降の在職老齢年金制度について

60歳～64歳

約90万人、約0.8兆円
(平年度ベースの推計値)

- 賃金(ボーナス込み月収)と年金(定額部分(65歳以降における基礎年金に相当)も含む)の合計額が28万円(※1)を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- 賃金が48万円(※2)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。
 - * 平成16年改正により、在職中に一律2割の年金を停止していた仕組みを廃止。

65歳～69歳

約20万人、約0.2兆円
(平年度ベースの推計値)

- 基礎年金は全額支給する。
- 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が48万円(※2)を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。(平成12年改正で導入)

70歳～

約20万人、約0.2兆円
(平年度ベースの推計値)

- 平成16年改正により、65歳～69歳と同じ取扱いとする。
(ただし、保険料負担はなし)
 - * 平成16年改正前は年金を全額支給

◎ 在職支給停止制度の年金財政への影響は、最終保険料率換算で0.7%程度に相当。

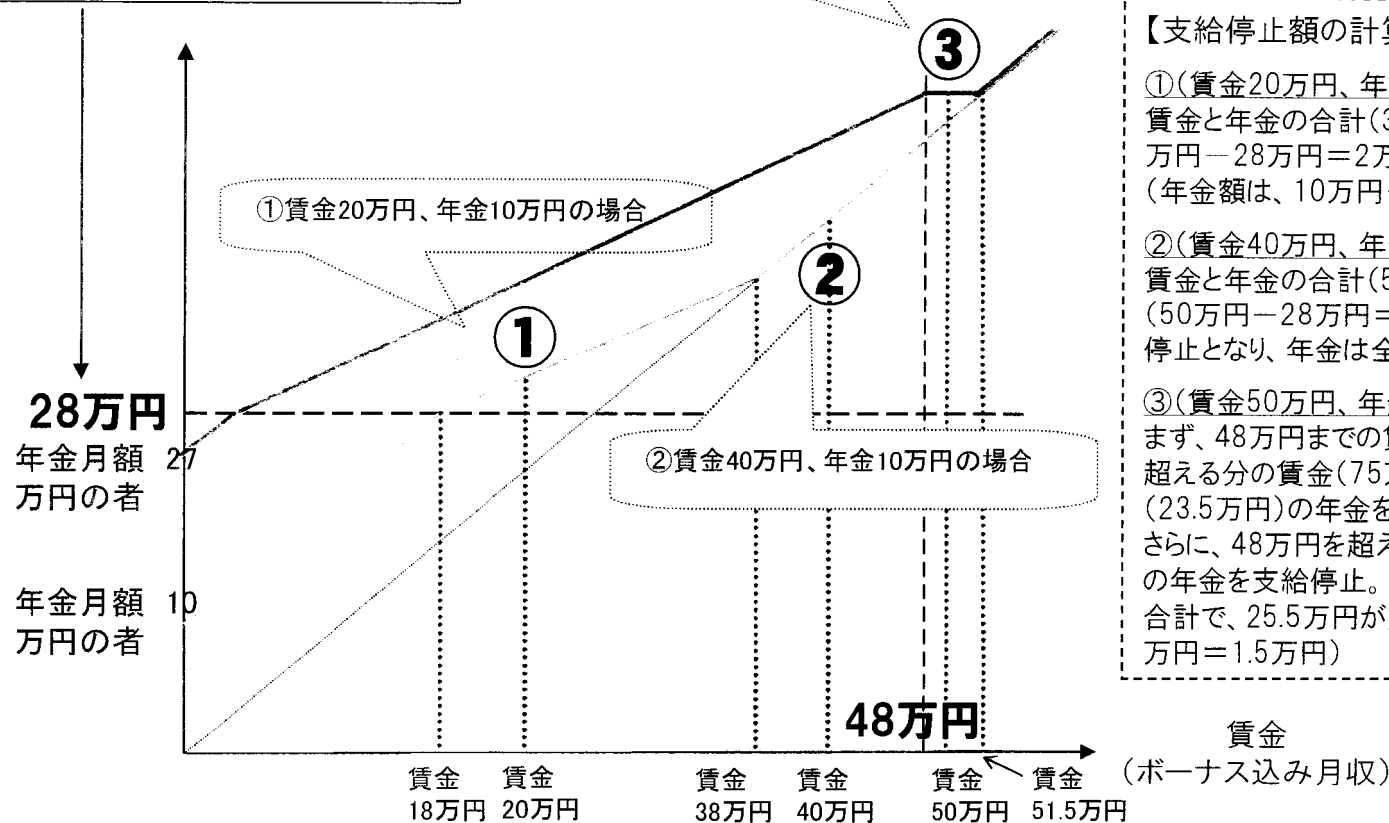
※1 総報酬制の導入前は22万円(標準的な年金受給世帯の給付水準(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金))だったが、総報酬制の導入に伴い平成16年4月から28万円となった(総報酬制導入前の額に1.3を乗じて得た額をもとにしている)。

※2 総報酬制の導入前は37万円(現役男子被保険者の平均的賃金)だったが、総報酬制の導入に伴い平成16年4月から48万円となった(総報酬制導入前の額に1.3を乗じて得た額をもとにしている)。

60～64歳の在職老齢年金制度

- 賃金(ボーナス込み月収)と年金(定額部分(65歳以降における基礎年金に相当)も含む)の合計額が28万円を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- 賃金(ボーナス込み月収)が48万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する
- * 平成16年改正により、在職中に一律2割の年金を停止していた仕組みを廃止。

賃金(ボーナス込み月収)と年金月額(定額部分も含む)の合計額



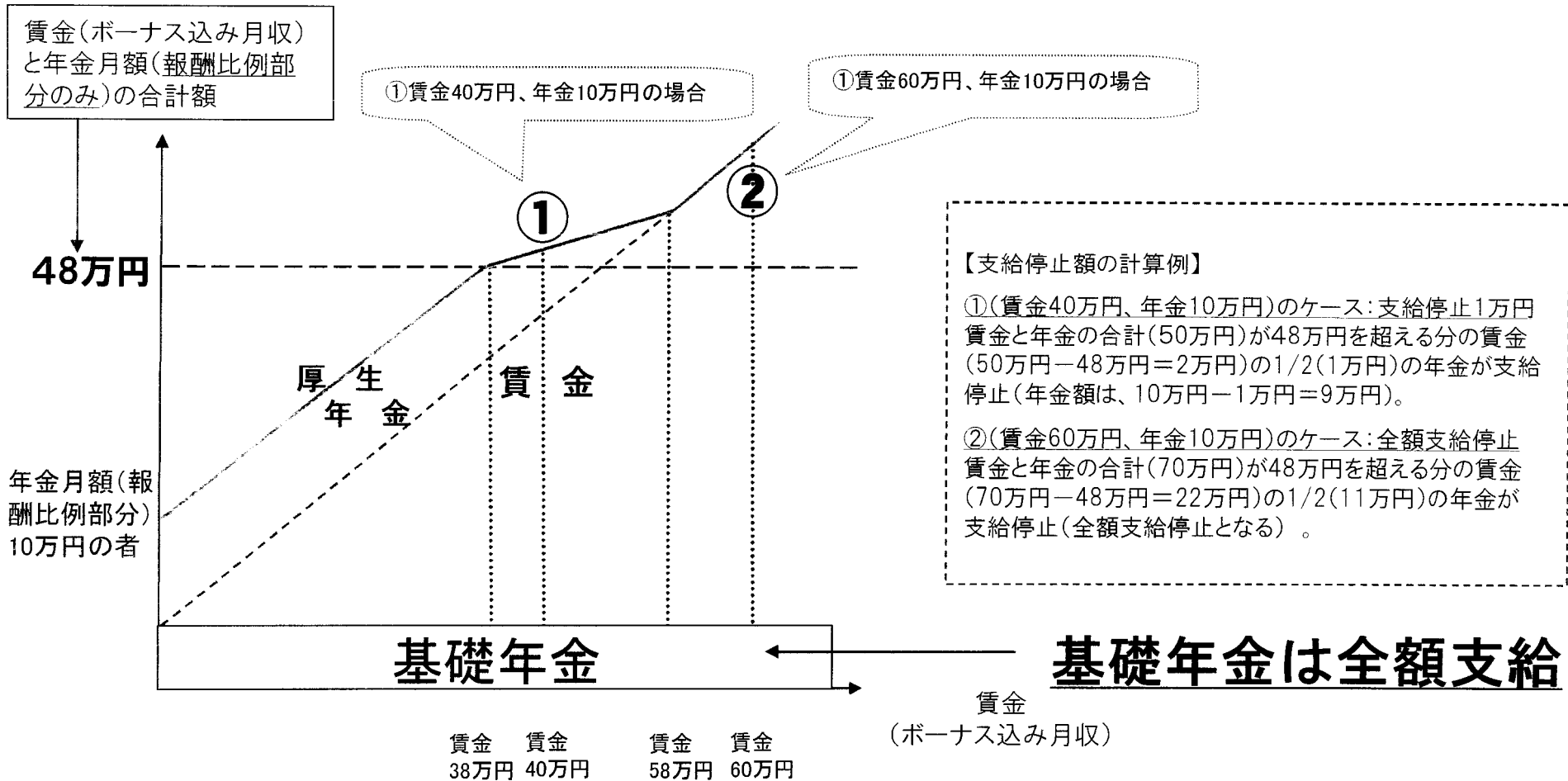
【支給停止額の計算例】

- ①(賃金20万円、年金10万円)のケース: 支給停止1万円
賃金と年金の合計(30万円)が28万円を超える分の賃金(30万円-28万円=2万円)の1/2(1万円)の年金が支給停止。
(年金額は、10万円-1万円=9万円)
- ②(賃金40万円、年金10万円)のケース: 全額支給停止
賃金と年金の合計(50万円)が28万円を超える分の賃金(50万円-28万円=22万円)の1/2(11万円)の年金が支給停止となり、年金は全額支給停止。
- ③(賃金50万円、年金27万円)のケース: 支給停止25.5万円
まず、48万円までの賃金と年金の合計(75万円)が28万円を超える分の賃金(75万円-28万円=47万円)の1/2(23.5万円)の年金を支給停止。
さらに、48万円を超える賃金分(50万円-48万円=2万円)の年金を支給停止。
合計で、25.5万円が支給停止。(年金額は、27万円-25.5万円=1.5万円)

65歳以上の在職老齢年金制度

- 基礎年金は全額支給する。
- 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が48万円を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額(報酬比例部分)1を停止する。

20

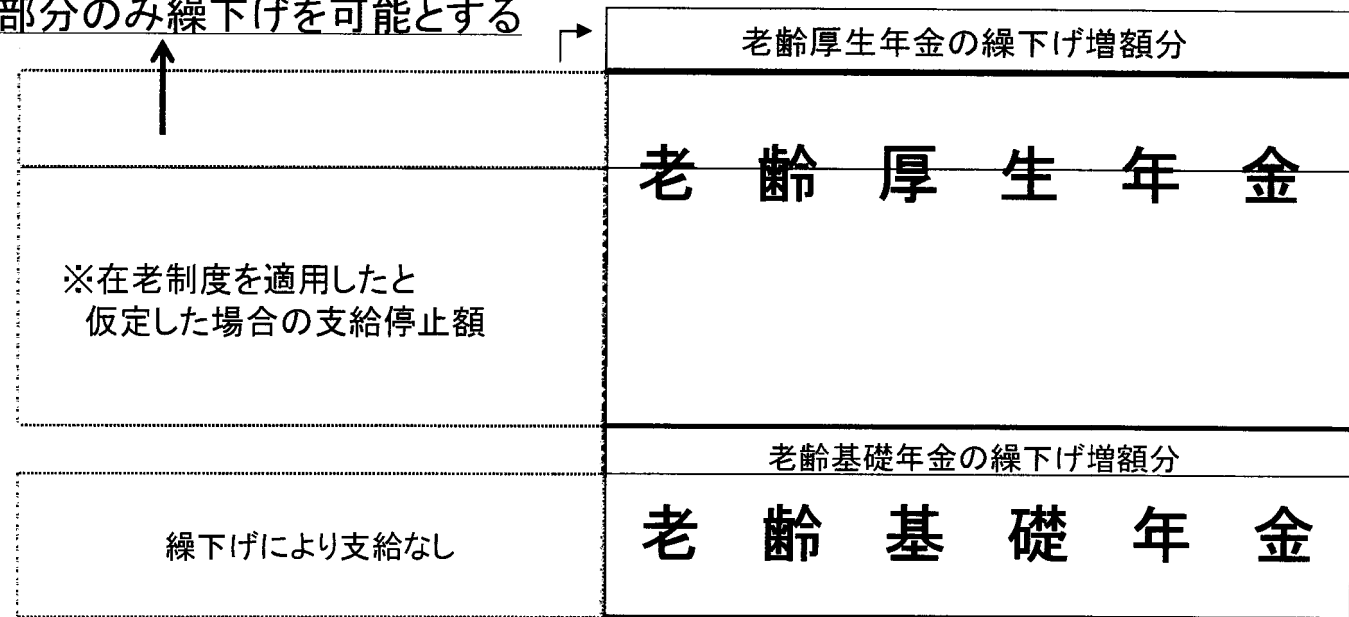


65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入(平成19年4月施行)

○ 今後、高齢期の就労が進んでいくことが見込まれる中、引退年齢を自由に選択し、実際に引退した後から年金を受給することを望む者が増えていくことが考えられることから、現行の65歳から一律に支給される老齢厚生年金について、支給開始年齢を繰り下げて受給する仕組みを導入する。

◎ 70歳に繰下げ請求するケース

この部分のみ繰下げを可能とする



65歳
↑

裁定請求を行わない(在職中)

70歳
↑

繰下げ請求(退職)

平成16年年金制度改革について（合意）―抜粋―

平成16年2月4日
与党年金制度改革協議会

1、在職老齢年金制度の見直し等

- (1) 60歳台前半の在職老齢年金制度については、働き始めると年金が一律2割支給停止される現行の仕組みを廃止する。
- (2) 70歳以上の被用者については、
 - ① 退職後の年金受給期間等を勘案し、保険料の負担を求めないこととし、
 - ② 厚生年金の給付については、60歳台後半の被用者と同様、調整を行う。
- (3) 在職老齢年金制度については、保険料負担と給付調整の両面にわたり、公的年金の支え手の在り方を勘案の上、引き続き検討を行うものとする。
- (4) 65歳以降の老齢厚生年金について、繰下げ制度を導入し、年金受給開始年齢を選択できるようにする。

平成16年改正法の施行状況について(報告)

平成16年改正法については、今月1日に、第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割が施行されたことによって、基本的に、すべての改正事項が施行されている。残された課題として、基礎年金国庫負担の1/2実現への「特定年度」を定めるための法律の制定がある。

(主な改正事項と施行期日)

平成16年10月

- ・ 厚生年金保険料の引上げ
- ・ 基礎年金国庫負担割合の引上げ
- ・ 年金額の伸びの調整(マクロ経済スライド)
- ・ 給付水準50%の確保
- ・ 所得情報の取得
- ・ 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ

平成17年4月

- ・ 国民年金保険料の引上げ
- ・ 次世代育成支援の拡充
- ・ 60歳台前半の在職老齢年金制度の改善
- ・ 第3号被保険者の特例届出の実施
- ・ 若年者に対する納付猶予制度の創設
- ・ 厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除
- ・ 厚生年金基金の解散の特例措置

平成17年10月

- ・ 確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和
- ・ 企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)

平成18年4月

- ・ 障害基礎年金と老齢厚生年金との併給
- ・ 障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置の延長
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人の創設

平成18年7月

- ・ 多段階免除制度の導入

平成19年4月

- ・ 離婚時の厚生年金の分割
- ・ 遺族年金制度の見直し
- ・ 65歳以降の老齢厚生年金の繰下制度の導入
- ・ 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整

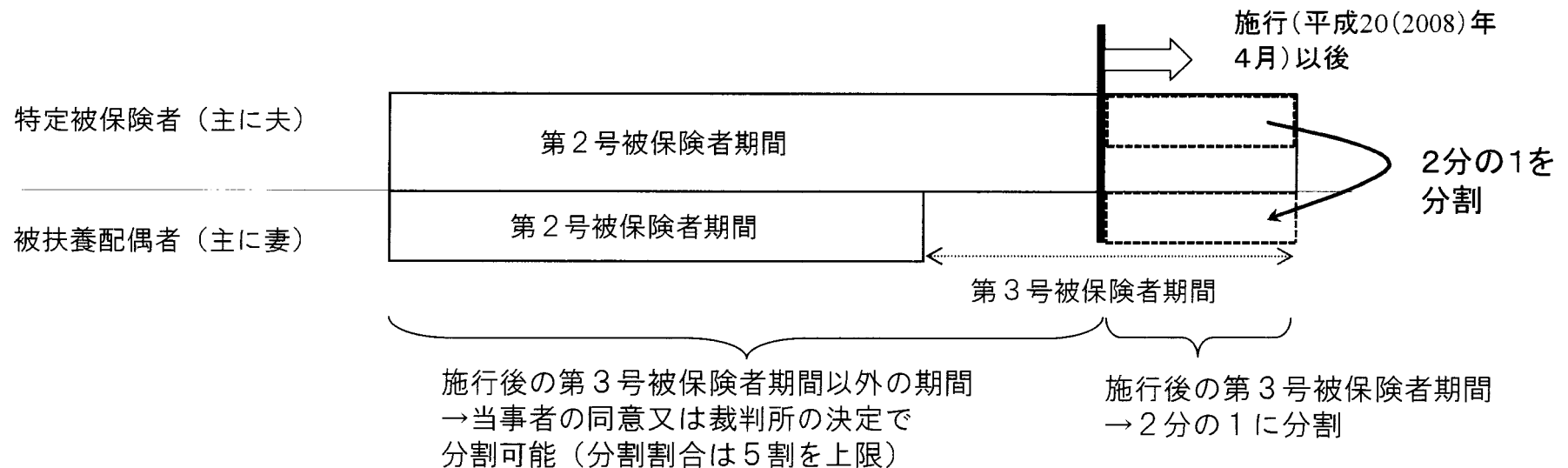
平成20年4月

- ・ 第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割

第3号被保険者期間についての厚生年金の分割(平成20年4月施行)

- 被扶養配偶者(第3号被保険者)を有する特定被保険者(第2号被保険者)が負担した保険料については、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とする。(法律上明記)
- 平成20年4月以降の被扶養配偶者の第3号被保険者期間については、以下の場合に、特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬を特定被保険者の第2号被保険者期間に係る標準報酬に、2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定及び決定(以下「分割」という。)することができる。
 - ① 離婚をしたとき ② 婚姻の取消しをしたとき ③ 事実上婚姻関係の解消をしたとき
 - ④ 特定被保険者が長期間にわたり行方不明の状態である場合など、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にある場合と認められるとき

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



被用者年金一元化法案の状況について(報告)

法案の状況

- 被用者年金一元化法案は、昨年(2007年)4月13日、第166回通常国会に提出され、継続審議の取扱いとされており、政府としては、早期の審議・成立を求めて取り組んでいるところ。

(参考)法案の概要

- ・ 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。
- ・ 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
- ・ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。
- ・ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。
- ・ 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。
- ・ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)
- ・ 被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)
- ・ 企業年金に係る規定の整備等。

施行時期:

- ・ 原則、平成22年4月1日(一部は平成23年4月1日等)。
- ・ パート労働者に対する適用拡大については、平成23年9月1日。
- ・ 追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年4月1日。

企業年金における住所管理対策について

平成20年4月

企業年金における住所管理対策として、本年4月から次の措置を講じた。

1. 社会保険庁から厚生年金基金等に対する情報（平成20年3月4日通知発出）

厚生年金基金及び企業年金連合会は、未請求者の裁定請求の勧奨等を行うため、社会保険庁から、

- ① 4月から厚生年金の受給者の住所情報
- ② 10月から厚生年金の被保険者、受給者及び新規裁定者の住所情報の提供を受けることができることとする。

2. 厚生年金基金等における住所管理の徹底（平成20年3月28日省令改正及び通知改正）

（1）厚生年金基金

① 加入者の住所管理

基金が住所管理することとする。なお、事業主に住所管理させることとしても差し支えないが、この場合には、基金は事業主の住所管理状況を定期的に確認することとする。

② 待期者の住所管理

基金は、加入員であった者（待期者）に住所変更があったときに変更届を提出させるなど、待期者の住所管理を確実にすることとする。

※ 確定給付企業年金についても同様の措置を講じた。

（2）企業年金連合会における住所管理

連合会は、中途脱退者等に住所変更があったときに変更届を提出させるなど、中途脱退者等の住所管理を確実にすることとする。

厚生年金受給者の住所情報の提供

実施時期：平成20年4月～9月

厚生年金基金及び企業年金連合会において60歳以上の住所不明者を抽出（随時）。
厚生年金基金は、連合会経由で基金番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日の登録により照会依頼。

【企業年金連合会】
基金より提供された記録と併せ、社会保険庁に照会（毎月）

照会

【社会保険庁】
社会保険庁の記録から、住所情報及び死亡情報を抽出

提供

【企業年金連合会】
基金分と連合会分を振り分け

【厚生年金基金】
社会保険庁から提供された情報に基づき裁定請求を勧奨

【企業年金連合会】
社会保険庁から提供された情報に基づき裁定請求を勧奨

厚生年金の厚生年金基金加入者等の情報提供

実施時期：平成20年10月～

厚生年金基金及び企業年金連合会において住所不明者の加入員、加入員であった者（待期者）、受給者を抽出（年2回）。
厚生年金基金は、連合会経由で基金番号、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日の登録により照会依頼。

【企業年金連合会】
基金より提供された記録と併せ、社会保険庁に照会（毎月）

照会

【社会保険庁】
社会保険庁の記録から、住所情報及び死亡情報を抽出

提供

【企業年金連合会】
基金分と連合会分を振り分け

【厚生年金基金】
社会保険庁から提供された情報に基づき裁定請求を勧奨

【企業年金連合会】
社会保険庁から提供された情報に基づき裁定請求を勧奨

2008年4月22日

慶応義塾大学 商学部

教授 権丈善一

年金部会における基礎年金租税方式化に関する定量的なシミュレーションの必要性

本日の年金部会は、所用のため大幅に遅刻するか、又は欠席となる見込みであるため、下記のとおり、文書で意見を提出させていただきます。

記

昨今、与野党、マスコミ様々な方々から年金改革案、特に基礎年金租税方式化に関する提案が行われています。これらの提案について定性的な議論をすることももちろん大切ですが、それに上乗せした形で定量的な議論も必要であると考えています。

このため、私は、社会保障国民会議の「所得確保・保障（雇用・年金）分科会」の第1回会合（3月4日開催）において、別添資料を提出し、事務局に作業をお願いしました。

年金制度に関する専門家が集まっている当部会においても、基礎年金租税方式化論等について是非とも議論を進めてほしいと考えており、かねてより、当部会にもシミュレーションを提出し、議論に役立てていただくよう問題提起しておりました。

仮に、社会保障国民会議で私が依頼した「医療や介護、その他の社会保障給付も踏まえたシミュレーション」について本部会の守備範囲を超えるということであれば、年金部分のみのシミュレーションでも構わないと考えております。

2008年3月4日
慶應義塾大学 商学部
教授 権丈善一

基礎年金租税財源化に関する定量的なシミュレーションの必要性

○ シミュレーションの視点

次の2つの視点にたつて、基礎年金の財源を100%租税に移行した場合における定量的なシミュレーションを行う。

1. 現行の基礎年金租税財源2分の1から2分の2(全額税財源方式)に移行する場合の移行措置のシミュレーション
2. 租税財源2分の2への移行にあたっての医療や介護、その他の社会保障給付も踏まえた財政規模のシミュレーション

○ 1の「移行措置のシミュレーション」については、次のケースを想定

- ・ ある時点から基礎年金のための保険料徴収を完全に廃止し、一斉に租税財源に切り替えることとする。
- ・ 現実には過去の保険料拠出実績には濃淡がある——未納未加入期間をもつ人や保険料免除期間をもつ人たちがこの国に多数おり、満額の基礎年金をもらっていない人が大勢いる。そうした拠出履歴の差の給付への反映については、
 - A) 拠出履歴を無視
 - B) 拠出履歴を反映させた年金額を、租税財源の年金に上積みする
 - C) 制度改革前の拠出履歴に比例させて基礎年金を給付し、制度改革後は租税財源の年金を給付

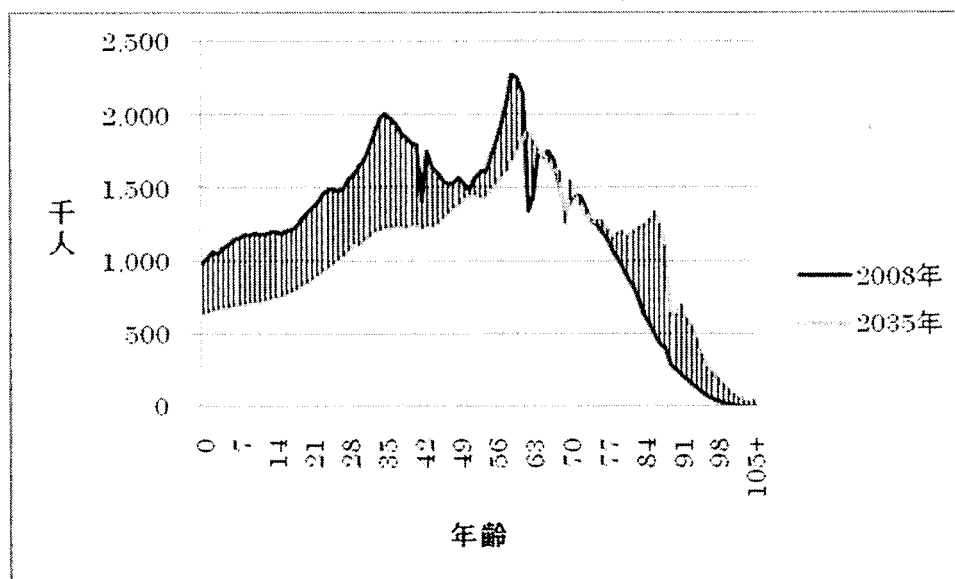
といった3つの選択肢に分けて考える。

- ・ 生活保障的な視点に基づいて租税財源化をはかるのであるから、2004年の年金改正で導入されたマクロ経済スライド調整を行う必要がないという考え方もある。ゆえに、基礎年金に対してマクロ経済スライド調整を行わない場合のシミュレーションも行う。

○ 2の「他の社会保障給付も踏まえたシミュレーション」では、今後の少子高齢化の影響を踏まえ(他の先進諸国に比して出生率が極端に低い環境の下で第2次ベビーブーム世代が受給年齢に到達する2030年代半ば以降という、この国の年金制度設計上の難問を視野

に入れ)、できれば 2050 年度までの医療や介護などに追加的に必要になる財政規模をシミュレートする——医療介護のシミュレーションに要する種々データの制約上、対象期間が 2025 年に留まる可能性が高いことは承知している¹⁾。

図 1 日本の人口構造



資料) 『日本の将来推計人口——平成 18(2006)年 12 月推計』

* ここにあげたケース以外にも、現在様々なところから提案されている年金改革案についても、改革案を提案している方々の協力のもと、できれば 2050 年までのシミュレーションを行い、国民の判断に資する材料を準備する。

¹⁾ 医療介護費用に関して現存する公的な将来見通しは、『社会保障の給付と負担の見通し——平成 18 年 5 月』でなされた 2025 年までのものである。医療費の将来見通しの難しさ、およびその方法と意味については、「医療費の将来見通しに関する検討会」(2006 年 12 月 27 日から 2007 年 7 月 11 日)における 5 回分の議事録を参照されたい。

社会保障国民会議 一所得確保・保障(雇用・年金)分科会一
第1回議事要旨 (抜粋)

○清家座長 権丈委員。

○権丈委員 慶応大学の商学部で社会保障の授業を長年やっている。

20年近く社会保障の授業をやっているが、20年近くそれをやっていると、社会保障を考える際のこつと言うか、文法のようなものが分かってくる。そうした社会保障を考える上での文法の一つに、年金についていろいろな改革が山ほどある。そのいろいろな改革案について、定性的な議論をすることはまずもって大切なことであるが、それに上乘せした形で定量的な議論もやらないとだめだなというのをしみじみと感じているが、この定量的な議論がなかなかできない状況がある。

そこで、私は社会保障審議会の年金部会に入っており、その立場から厚生労働省に対して基礎年金の財源を全額租税に移行していく場合、どういうことが起こるんだろうかということのシミュレーションをお願いしている。お願いしているが、残念ながらまだ結果はいただけていない。そこで、先月、1月29日に、社会保障国民会議の親会議の場で福田首相が「税方式へ転換したらどうかといった議論はある」とわざわざ言及されているのを受けて、私は、本日一番最後のほうにまとめている資料をつくらせていただいた。

「基礎年金租税財源化に関する定量的なシミュレーションの必要性」という資料であるが、この資料の骨子は初めに書いている。シミュレーションの視点というところで、「次の二つの視点にたって、基礎年金の財源を100%租税に移行した場合における定量的なシミュレーションを行う」と。その際に、現行の基礎年金租税財源2分の1から2分の2(全額税財源方式)に移行する場合の移行措置のシミュレーションを行うと。もう一つは、租税財源2分の2への移行にあたっての医療や介護、その他の社会保障給付も踏まえた財政規模のシミュレーションも行ってもらおうというようなことを厚生労働省にもお願いしている。

私たちが年金を考える上での文法というときに重要になってくるのが、人口が減少していく、日本は合計特殊出生率が他の先進国と比べても本当

に低い状況にある。第2次ベビーブーム世代の年金をどう支えるかというのが、年金を制度設計する上で一番山場になるところである。それは2030年、35年すぎぐらいに出てくる話になる。例えば、基礎年金でも、今、財源が基礎年金としては幾らかかっているから、これは消費税何パーセントになるというような議論ではなかなか分からないものがある。

これを将来的に伸ばした形でシミュレーションして、どんなことが起こるのか。そして、そのときに、古賀委員や皆さんがおっしゃっている医療、介護という他の社会保障給付を考えていった場合に、どのような形になっていくのかというのが目に見えないことには、判断しづらいものがあるなと思うので、これをお願いしているわけである。そこまで話したが、残念ながら結果はまだいただいていないということである。そこで、もしお許しいただけるのであれば、座長から政府に対してシミュレーションの作業を急がせて、その結果をできれば次回の分科会の場に提出できるように指示していただければと思っている。

もう一つは、この要請の趣旨に照らして、今日も随分と勉強させていただいて、あれもやらなければいけない、これもやらなければいけないというものがどんどん出てくるわけだが、追加的な作業をお願いすることになると思う。私が追加的な作業をお願いするということもお認めいただければと思う。

そして、これは最大願望なのだが、社会保障国民会議というのは省庁で横断的な議論が行えるというのが最大の長所ではないかと私は思っているので、できましたら、財務省、内閣府、厚労省がみんなでの作業にとりかかってもらうと同時に、財務省、内閣府の中でも、私が先ほど説明した部分の下のほうはちょっと専門的な用語が多分に入っているが、この専門的な用語が多分に入ってきている文章を読んで、一読できるぐらいの気の利いたエキスパートを派遣して、この作業をみんなと一緒にやることができると考えている。

座長にお願いしたいと思うが、よろしいか。

○清家座長 そのような権限が座長にあるか分からないが、また後ほど御相談させていただきたい。

○権丈委員 分かった。